

平成29年度 第5回 船橋市行財政改革推進会議

日時：平成29年12月25日（月）

午後2時00分～

場所：市役所本庁舎9階 第1会議室

次 第

1. 議 題

- (1) 中間意見書（案）について
- (2) 行政サービス改革の取組について（指定管理者制度）
- (3) 国民健康保険事業の進捗について

2. その他

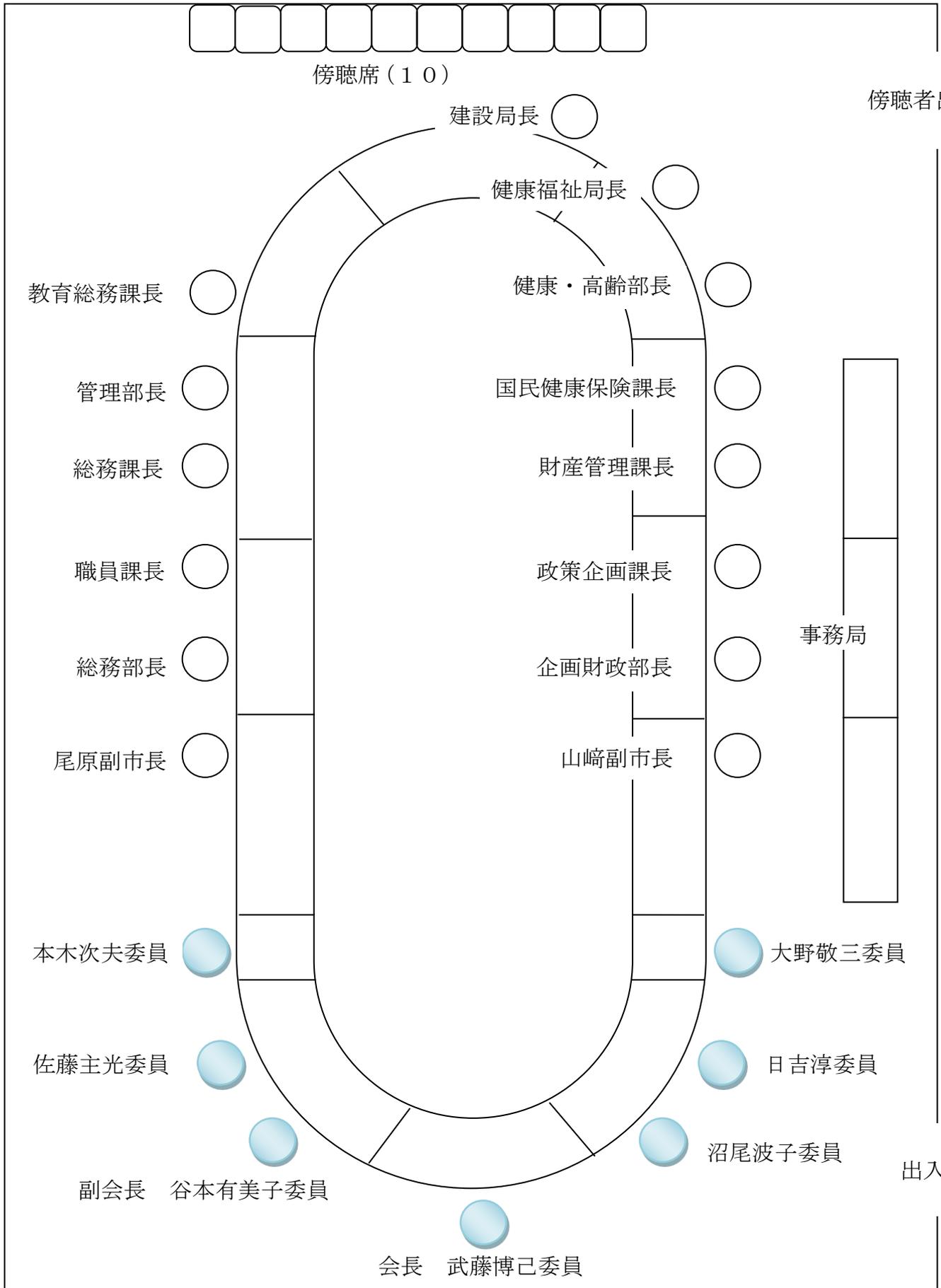
(配布資料)

- 【資料1】 平成29年度第4回船橋市行財政改革推進会議意見要旨
- 【資料2】 市町村別の標準保険料の試算結果について
- 【資料3】 船橋市の行財政改革の取り組みについて 中間意見書(案)
- 【資料4-1】 行政サービス改革の取組について
～指定管理者制度の導入状況について～
- 【資料4-2】 地方行政サービス改革の取組状況等（総務省調査）
- 【資料4-3】 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について
（平成27年8月28日付総務大臣通知）

平成29年度 第5回 船橋市行財政改革推進会議 席次表

平成29年12月25日(月) 14:00~

船橋市役所9階 第1会議室



平成 29 年度第 4 回船橋市行財政改革推進会議
意見要旨

議題 1. 受益者負担のあり方について②（下水道事業）

- 船橋市の現状の下水道使用料と総務省公費負担基準に基づく適正な使用料との差については、今後、段階的にでも良いので解消の方向で進めていかなければならない。同時に、下水道使用料の未収金の回収に努めること、この 2 つを同時にやっていく必要がある。
- 下水道事業については民間委託がかなり進んでいる。事業の運営権を民間に譲渡するようなやり方（コンセッション方式）もあるので、検討してはいかがか。
- 下水道使用料が値上げとなったときに、市民に対し複雑な説明ではなく、使用料の仕組みをわかりやすく説明してはいかがか。
- コストを下げつつ収納率を上げていくにはいくつかの手法があると思うので、船橋市流の望ましい手法を模索していただきたい。
- 下水道使用料で徴収しなかった分は繰出金となり、納税者である市民の負担になる。
- 基準外繰出金の解消は図っていかざるを得ない。
- 重要なのは、「原価に対して見合う使用料を徴収できるか」という点である。広域化や I C T 化といった経営の効率化を行えば一方で原価は下げられるが、ルールとしては原価に合わせた下水道料金の設定が必要。
- 下水道使用料については定期的に見直しを行っていく必要がある。また、下水道の維持管理費の効率化を考えていく余地がある。

議題 2. 人件費について

- 船橋市の公共施設等は直営が多く、指定管理者が少ない。常勤職員で運営することは、人件費がかかるとともに柔軟な運営も難しくする。また、施設の拡充とともに人も増やす必要があるため財政負担も大きくなる。
- 職員数は増加したにも関わらず時間外勤務が減っていないのは、業務量が減っていないからである。今後、業務を適正化し時間外勤務を縮減していくために、直営でやっている実態は本当にこれでいいのかということも含め、考えていかなければならない。
- 今後、民間活用や、非常勤職員・臨時的任用職員等の雇用など、市が事務処理を行うというよりもマネジメントしていく業務が増えていくことから、民間で経験を積んだ人材を増やしていく必要があるのではないか。そういったところも視野にいれつつ、人材育成計画を立てながら採用も考えていくことを判断されてはいかがか。

- 船橋市では、全ての小学校で放課後ルームと放課後子供教室が直営で行われている。一体的に経営しているのならば、この2つの並立はコストを高め人手を両方でとっているという点で、やはり重複は避ける方向で考えていった方がよい。
- 公共サービスについては、コストとサービスの質をどうやって両立させるか、コストダウンではなくコストパフォーマンスをどう見るかという指標で通常考えることから、いかにサービスの質を保ちつつ効率化できるかという点についてはアウトソーシングという手法を含めて幅広い検討を行うべきである。
- 福祉部門など、行政が責任をもって行わなければならない部分もある。コストとサービスの質の話は、こうしたことも考慮した上で判断していかなければならない。
- 非常勤職員等を雇用している割に常勤職員の時間外勤務が減らないのは、業務分担が常勤職員の負担を軽減する方向になっていないことが問題である。指定管理者やアウトソーシングの最大のメリットは、常勤職員の負担を軽減できることである。
- 直営でやるか、指定管理者を含めたアウトソーシングでやるかについては、それらについてどれぐらいの戦略性を持って行うかが問題であり、そのためには業務の中身をきちんと見るべきである。
- 直営には全体のサービスの質、住民ニーズなどをトータルに把握できることや、他の関連する施策と連携・共有することで効率性が図られるというメリットがあり、民間活用には一定の専門的なノウハウを活かせるというメリットがある。
- これまでの船橋市は、低い年齢層の職員と非常勤職員で人件費を低く抑えているが、あらためて人数や委託の必要性をチェックし見直していく必要がある。
- 同一労働同一賃金の考え方が出てくる中で、単純に今までの形を引き継ぐのではなく見直しを持たなければならない。
- 特に内部業務を行っている部門で時間外勤務が多い所属に関しては、構造的な問題も仕事のやり方もあると思う。個別の業務においてはそもそも職員数が足りないのか、それとも仕事のやり方が悪いのかという観点から丁寧な対策を講じる必要がある。
- 今後、指定管理者を入れた方が市民の利便性が高まるのかどうか、分析していく必要がある。

市町村別の標準保険料の試算結果について

平成29年11月30日
千葉県健康福祉部保険指導課
TEL. 043-223-2579

平成30年度からの国保広域化に向けて、国からの公費拡充分の一部(全国約1,700億円のうち約1,500億円)と国特別調整交付金の一部等、国から仮係数が示されたことを受けて、標準保険料の試算を行った。

今後、年末の診療報酬の改定等を受けて、国から示される確定係数により30年度の標準保険料の算定を行うため、この試算結果から変動することが見込まれる。

1 (県平均) 試算結果

県平均一人当たり標準保険料

平成28年度保険料(理論値) 101,991円

平成30年度試算保険料 103,205円 (+1,214円、+1.2%)

〔平成29年度試算保険料(103,955円)との比較では、▲750円、▲0.7%。〕

※ 一人当たり標準保険料は、法定外繰入等による保険料引下げの要因がないと仮定した理論値であり、本来集めるべき保険料総額から医療分の被保険者総数で割った額で算出している。

※ 全国約1,500億円の公費拡充分のうち、本県には 約74億円 が配分された。

【参考】

費目	本県への配分額	一人当たり公費拡充額
国普通調整交付金	15億円	▲1,060円
国特別調整交付金(県分)	7億円	▲500円
保険者努力支援制度交付金(県分)	22億円	▲1,500円
保険者努力支援制度交付金(市町村分)	17億円	▲1,130円
暫定措置(激変緩和措置分)	13億円	▲880円
合計	74億円	▲5,070円

2 市町村別の試算結果

(1) 16 団体で増加、38 団体で減少。

(2) 最も保険料（税）が上がる団体

金額ベース	① 船橋市	+15,263 円
	② 四街道市	+13,905 円
	③ 習志野市	+13,366 円
割合ベース	① 船橋市	+15.5%
	② 四街道市	+14.5%
	③ 習志野市	+13.6%

(3) 最も保険料（税）が下がる団体

金額ベース	① 大多喜町	▲34,612 円
	② 鋸南町	▲29,755 円
	③ 富津市	▲29,453 円
割合ベース	① 鋸南町	▲27.4%
	② 大多喜町	▲26.8%
	③ 富津市	▲23.2%

(4) 内訳

保険料(税)が 増加 する団体	16 団体	団体名
+1 万円～	5 団体	船橋市、習志野市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市
+5 千～1 万円	7 団体	市川市、佐倉市、柏市、流山市、浦安市、酒々井町、神崎町
+0～5 千円	4 団体	千葉市、木更津市、松戸市、君津市
保険料(税)が 減少 する団体	38 団体	
▲0～5 千円	7 団体	香取市、成田市、市原市、八千代市、白井市、印西市、袖ヶ浦市
▲5 千～1 万円	8 団体	館山市、野田市、茂原市、東金市、鴨川市、富里市、栄町、長南町
▲1 万～2 万円	15 団体	銚子市、旭市、勝浦市、八街市、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、大網白里市、九十九里町、芝山町、多古町、御宿町、南房総市、いすみ市
▲2 万円～	8 団体	匝瑳市、富津市、一宮町、東庄町、大多喜町、鋸南町、山武市、横芝光町

3 市町村別の試算結果（激変緩和後）

(1) 激変緩和措置

保険料の急激な負担増とならないよう、市町村との協議を経て、国保運営協議会です承された、「自然増+1年当たり1%」の一定割合を設ける激変緩和措置を講じ、保険料の上昇を抑制する。

(2) 試算結果

一定割合について、平成28年度から平成30年度の自然増（県平均の保険料伸び率）+1.2%に1年当たり1%×2年分=2%を加え、一定割合を3.2%と設定。

・31団体が増加、23団体が減少。

・最も保険料（税）が上がる団体

金額ベース	① 浦安市	+3,977円
	② 八千代市	+3,506円
	③ 印西市	+3,374円

割合ベースの最大 船橋市ほか21団体 +3.2%

・最も保険料（税）が下がる団体

金額ベース	① 大多喜町	▲26,395円
	② 鋸南町	▲21,545円
	③ 富津市	▲21,188円
割合ベース	① 大多喜町	▲20.5%
	② 鋸南町	▲19.9%
	③ 富津市	▲16.7%

(3) 内訳

保険料(税)が増加する団体	31団体	団体名
+3千円～	20団体	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、香取市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、酒々井町、白井市、印西市、袖ヶ浦市
+2千～3千円	4団体	木更津市、野田市、君津市、神崎町
+0～2千円	7団体	館山市、茂原市、東金市、鴨川市、富里市、栄町、長南町
保険料(税)が減少する団体	23団体	
▲0～5千円	1団体	南房総市
▲5千～1万円	10団体	銚子市、旭市、勝浦市、八街市、睦沢町、長生村、白子町、大網白里市、芝山町、御宿町
▲1万～2万円	9団体	匝瑳市、一宮町、長柄町、九十九里町、多古町、東庄町、いすみ市、山武市、横芝光町
▲2万円～	3団体	富津市、大多喜町、鋸南町

市町村別30年度試算結果一覧

激変緩和をしない場合

(単位:円)

番号	市町村名	1人あたり保険料(税)額の比較							
		28年度 保険料(理論値) ①		30年度試算 保険料 ②		差 ②-①		増減率(%) (②-①)/①	
1	千葉市	101,299	28	103,211	15	1,912	16	1.9%	16
2	銚子市	110,444	11	94,668	30	▲15,776	36	▲14.3%	35
3	市川市	100,012	33	107,745	9	7,733	9	7.7%	7
4	船橋市	98,590	38	113,853	2	15,263	1	15.5%	1
5	館山市	96,990	45	89,352	43	▲7,638	28	▲7.9%	29
6	木更津市	94,159	50	97,611	26	3,452	14	3.7%	14
7	松戸市	104,969	22	109,431	5	4,462	13	4.3%	13
8	野田市	106,408	18	100,994	20	▲5,414	24	▲5.1%	24
9	香取市	96,479	46	92,503	36	▲3,976	20	▲4.1%	20
10	茂原市	97,106	43	90,244	41	▲6,862	26	▲7.1%	26
11	成田市	108,035	16	103,077	16	▲4,958	23	▲4.6%	23
12	佐倉市	95,332	49	100,961	21	5,629	11	5.9%	10
13	東金市	98,334	40	90,610	39	▲7,724	29	▲7.9%	29
14	匝瑳市	112,146	9	91,526	37	▲20,620	49	▲18.4%	46
15	旭市	111,413	10	93,316	32	▲18,097	42	▲16.2%	40
16	習志野市	98,352	39	111,718	3	13,366	3	13.6%	3
17	柏市	98,231	41	107,810	8	9,579	6	9.8%	6
18	勝浦市	104,305	24	89,648	42	▲14,657	35	▲14.1%	34
19	市原市	100,847	31	99,368	24	▲1,479	17	▲1.5%	17
20	流山市	100,974	30	108,794	6	7,820	8	7.7%	7
21	八千代市	110,375	12	105,880	11	▲4,495	22	▲4.1%	20
22	我孫子市	96,426	47	107,898	7	11,472	4	11.9%	4
23	鴨川市	101,297	29	93,159	33	▲8,138	31	▲8.0%	31
24	鎌ヶ谷市	97,007	44	107,332	10	10,325	5	10.6%	5
25	君津市	92,705	54	94,799	29	2,094	15	2.3%	15
26	富津市	126,867	2	97,414	27	▲29,453	52	▲23.2%	52
27	浦安市	125,228	3	134,171	1	8,943	7	7.1%	9
28	四街道市	95,956	48	109,861	4	13,905	2	14.5%	2
29	酒々井町	99,506	36	105,367	12	5,861	10	5.9%	10
30	八街市	98,201	42	81,240	51	▲16,961	39	▲17.3%	43
31	富里市	93,153	53	86,406	45	▲6,747	25	▲7.2%	27
32	白井市	105,509	20	103,300	14	▲2,209	19	▲2.1%	19
33	印西市	106,236	19	104,265	13	▲1,971	18	▲1.9%	18
34	栄町	108,862	13	101,029	19	▲7,833	30	▲7.2%	27
35	一宮町	102,690	25	82,178	50	▲20,512	48	▲20.0%	49
36	睦沢町	104,626	23	91,188	38	▲13,438	33	▲12.8%	33
37	長生村	100,328	32	82,581	49	▲17,747	40	▲17.7%	44
38	白子町	101,733	27	85,815	46	▲15,918	37	▲15.6%	39
39	長柄町	117,145	6	97,939	25	▲19,206	45	▲16.4%	41
40	長南町	107,184	17	100,075	22	▲7,109	27	▲6.6%	25
41	大網白里市	99,658	35	83,312	47	▲16,346	38	▲16.4%	41
42	九十九里町	99,904	34	79,924	53	▲19,980	46	▲20.0%	49
43	芝山町	119,425	5	101,549	18	▲17,876	41	▲15.0%	37
44	神崎町	94,043	51	99,558	23	5,515	12	5.9%	10
45	多古町	121,515	4	102,902	17	▲18,613	43	▲15.3%	38
46	東庄町	112,929	8	92,569	35	▲20,360	47	▲18.0%	45
47	袖ヶ浦市	99,034	37	94,991	28	▲4,043	21	▲4.1%	20
48	大多喜町	129,033	1	94,421	31	▲34,612	54	▲26.8%	53
49	御宿町	93,764	52	80,246	52	▲13,518	34	▲14.4%	36
50	南房総市	105,369	21	92,708	34	▲12,661	32	▲12.0%	32
51	鋸南町	108,504	15	78,749	54	▲29,755	53	▲27.4%	54
52	いすみ市	101,997	26	82,874	48	▲19,123	44	▲18.7%	47
53	山武市	108,563	14	87,675	44	▲20,888	50	▲19.2%	48
54	横芝光町	114,608	7	90,495	40	▲24,113	51	▲21.0%	51
	千葉県	101,991		103,205		1,214		1.2%	

市町村別30年度試算結果一覧（激変緩和後）

一定割合3.2%（[1年当たりの割合 α ＝1%×2年]＋自然増1.2%）（単位：円）

番号	市町村名	1人あたり保険料(税)額の比較							
		28年度 保険料(理論値) ①		30年度試算 保険料 ②		差 ②－①		増減率(%) (②－①)/①	
1	千葉市	101,299	28	104,516	14	3,217	7	3.2%	1
2	銚子市	110,444	11	102,921	18	▲ 7,523	36	▲6.8%	36
3	市川市	100,012	33	103,189	17	3,177	10	3.2%	1
4	船橋市	98,590	38	101,722	22	3,132	13	3.2%	1
5	館山市	96,990	45	97,568	40	578	28	0.6%	28
6	木更津市	94,159	50	97,149	41	2,990	21	3.2%	1
7	松戸市	104,969	22	108,303	11	3,334	5	3.2%	1
8	野田市	106,408	18	109,249	8	2,841	24	2.7%	24
9	香取市	96,479	46	99,544	31	3,065	17	3.2%	1
10	茂原市	97,106	43	98,466	37	1,360	26	1.4%	26
11	成田市	108,035	16	111,345	3	3,310	6	3.1%	23
12	佐倉市	95,332	49	98,360	38	3,028	20	3.2%	1
13	東金市	98,334	40	98,834	35	500	29	0.5%	29
14	匝瑳市	112,146	9	99,784	30	▲ 12,362	49	▲11.0%	47
15	旭市	111,413	10	101,560	23	▲ 9,853	42	▲8.8%	41
16	習志野市	98,352	39	101,476	24	3,124	14	3.2%	1
17	柏市	98,231	41	101,351	26	3,120	15	3.2%	1
18	勝浦市	104,305	24	97,878	39	▲ 6,427	35	▲6.2%	35
19	市原市	100,847	31	104,050	16	3,203	9	3.2%	1
20	流山市	100,974	30	104,182	15	3,208	8	3.2%	1
21	八千代市	110,375	12	113,881	2	3,506	2	3.2%	1
22	我孫子市	96,426	47	99,489	32	3,063	18	3.2%	1
23	鴨川市	101,297	29	101,396	25	99	31	0.1%	31
24	鎌ヶ谷市	97,007	44	100,088	29	3,081	16	3.2%	1
25	君津市	92,705	54	95,650	44	2,945	23	3.2%	1
26	富津市	126,867	2	105,679	13	▲ 21,188	52	▲16.7%	52
27	浦安市	125,228	3	129,205	1	3,977	1	3.2%	1
28	四街道市	95,956	48	99,004	34	3,048	19	3.2%	1
29	酒々井町	99,506	36	102,667	19	3,161	11	3.2%	1
30	八街市	98,201	42	89,481	51	▲ 8,720	39	▲8.9%	42
31	富里市	93,153	53	94,641	45	1,488	25	1.6%	25
32	白井市	105,509	20	108,860	9	3,351	4	3.2%	1
33	印西市	106,236	19	109,610	6	3,374	3	3.2%	1
34	栄町	108,862	13	109,256	7	394	30	0.4%	30
35	一宮町	102,690	25	90,387	50	▲ 12,303	48	▲12.0%	50
36	睦沢町	104,626	23	99,418	33	▲ 5,208	33	▲5.0%	33
37	長生村	100,328	32	90,799	49	▲ 9,529	40	▲9.5%	44
38	白子町	101,733	27	94,028	46	▲ 7,705	37	▲7.6%	37
39	長柄町	117,145	6	106,187	12	▲ 10,958	45	▲9.4%	43
40	長南町	107,184	17	108,321	10	1,137	27	1.1%	27
41	大網白里市	99,658	35	91,538	47	▲ 8,120	38	▲8.1%	39
42	九十九里町	99,904	34	88,149	53	▲ 11,755	46	▲11.8%	49
43	芝山町	119,425	5	109,800	5	▲ 9,625	41	▲8.1%	38
44	神崎町	94,043	51	97,030	42	2,987	22	3.2%	1
45	多古町	121,515	4	111,145	4	▲ 10,370	43	▲8.5%	40
46	東庄町	112,929	8	100,806	28	▲ 12,123	47	▲10.7%	46
47	袖ヶ浦市	99,034	37	102,180	21	3,146	12	3.2%	1
48	大多喜町	129,033	1	102,638	20	▲ 26,395	54	▲20.5%	54
49	御宿町	93,764	52	88,451	52	▲ 5,313	34	▲5.7%	34
50	南房総市	105,369	21	100,944	27	▲ 4,425	32	▲4.2%	32
51	鋸南町	108,504	15	86,959	54	▲ 21,545	53	▲19.9%	53
52	いすみ市	101,997	26	91,090	48	▲ 10,907	44	▲10.7%	45
53	山武市	108,563	14	95,900	43	▲ 12,663	50	▲11.7%	48
54	横芝光町	114,608	7	98,718	36	▲ 15,890	51	▲13.9%	51
	千葉県	101,991		103,205		1,214		1.2%	

市町村別30年度試算結果【参考、29年度試算との比較】

(単位:円)

番号	市町村名	1人あたり保険料(税)額の比較							
		29年度試算 保険料 ①		30年度試算 保険料 [激変緩和後] ②		差 ②-①		増減率(%) (②-①)/①	
1	千葉市	110,381	6	104,516	14	▲ 5,865	52	▲5.3 %	52
2	銚子市	102,766	19	102,921	18	155	32	0.2 %	32
3	市川市	113,369	2	103,189	17	▲ 10,180	54	▲9.0 %	54
4	船橋市	106,476	10	101,722	22	▲ 4,754	50	▲4.5 %	48
5	館山市	91,045	47	97,568	40	6,523	11	7.2 %	10
6	木更津市	101,820	21	97,149	41	▲ 4,671	49	▲4.6 %	51
7	松戸市	108,376	7	108,303	11	▲ 73	33	▲0.1 %	33
8	野田市	106,762	9	109,249	8	2,487	26	2.3 %	26
9	香取市	99,096	28	99,544	31	448	31	0.5 %	31
10	茂原市	89,887	48	98,466	37	8,579	7	9.5 %	5
11	成田市	101,238	23	111,345	3	10,107	1	10.0 %	4
12	佐倉市	95,788	41	98,360	38	2,572	25	2.7 %	25
13	東金市	92,392	44	98,834	35	6,442	12	7.0 %	12
14	匝瑳市	102,353	20	99,784	30	▲ 2,569	42	▲2.5 %	42
15	旭市	95,995	39	101,560	23	5,565	14	5.8 %	14
16	習志野市	105,199	13	101,476	24	▲ 3,723	46	▲3.5 %	44
17	柏市	97,604	31	101,351	26	3,747	19	3.8 %	20
18	勝浦市	96,956	33	97,878	39	922	30	1.0 %	30
19	市原市	106,936	8	104,050	16	▲ 2,886	43	▲2.7 %	43
20	流山市	106,432	11	104,182	15	▲ 2,250	40	▲2.1 %	40
21	八千代市	104,521	16	113,881	2	9,360	3	9.0 %	7
22	我孫子市	104,130	17	99,489	32	▲ 4,641	48	▲4.5 %	47
23	鴨川市	96,274	35	101,396	25	5,122	17	5.3 %	16
24	鎌ヶ谷市	99,016	29	100,088	29	1,072	29	1.1 %	29
25	君津市	96,754	34	95,650	44	▲ 1,104	38	▲1.1 %	38
26	富津市	112,193	3	105,679	13	▲ 6,514	53	▲5.8 %	53
27	浦安市	123,851	1	129,205	1	5,354	16	4.3 %	18
28	四街道市	96,191	36	99,004	34	2,813	24	2.9 %	24
29	酒々井町	99,274	27	102,667	19	3,393	22	3.4 %	22
30	八街市	93,072	43	89,481	51	▲ 3,591	45	▲3.9 %	46
31	富里市	88,030	50	94,641	45	6,611	10	7.5 %	9
32	白井市	101,599	22	108,860	9	7,261	8	7.1 %	11
33	印西市	104,700	15	109,610	6	4,910	18	4.7 %	17
34	栄町	100,087	25	109,256	7	9,169	4	9.2 %	6
35	一宮町	81,692	52	90,387	50	8,695	6	10.6 %	3
36	睦沢町	96,037	37	99,418	33	3,381	23	3.5 %	21
37	長生村	89,370	49	90,799	49	1,429	27	1.6 %	27
38	白子町	95,605	42	94,028	46	▲ 1,577	39	▲1.6 %	39
39	長柄町	111,289	5	106,187	12	▲ 5,102	51	▲4.6 %	50
40	長南町	102,817	18	108,321	10	5,504	15	5.4 %	15
41	大網白里市	95,924	40	91,538	47	▲ 4,386	47	▲4.6 %	49
42	九十九里町	91,625	46	88,149	53	▲ 3,476	44	▲3.8 %	45
43	芝山町	106,289	12	109,800	5	3,511	21	3.3 %	23
44	神崎町	97,171	32	97,030	42	▲ 141	34	▲0.1 %	34
45	多古町	111,794	4	111,145	4	▲ 649	37	▲0.6 %	37
46	東庄町	101,072	24	100,806	28	▲ 266	36	▲0.3 %	36
47	袖ヶ浦市	96,007	38	102,180	21	6,173	13	6.4 %	13
48	大多喜町	104,890	14	102,638	20	▲ 2,252	41	▲2.1 %	41
49	御宿町	78,644	53	88,451	52	9,807	2	12.5 %	1
50	南房総市	99,844	26	100,944	27	1,100	28	1.1 %	28
51	鋸南町	78,212	54	86,959	54	8,747	5	11.2 %	2
52	いすみ市	84,353	51	91,090	48	6,737	9	8.0 %	8
53	山武市	92,290	45	95,900	43	3,610	20	3.9 %	19
54	横芝光町	98,871	30	98,718	36	▲ 153	35	▲0.2 %	35
	千葉県	103,955		103,205		▲ 750		▲0.7 %	

●平成30年度から平成35年度までの納付金の見込

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
県医療費総額見込(A) (千葉県国保運営方針より)	502,100,000,000	507,500,000,000	513,500,000,000	509,000,000,000	504,800,000,000	501,000,000,000
前年度比(B)		1.08%	1.18%	▲0.88%	▲0.83%	▲0.75%
激変緩和措置をしない納付金見込(C)	16,793,689,000	16,975,060,841	17,175,366,559	17,024,223,333	16,882,922,279	16,756,300,362
激変緩和見込額(D)	1,590,383,000	1,046,569,167	837,255,333	627,941,500	418,627,667	209,313,833
激変緩和措置後納付金見込(E) [(C) - (D)]	15,203,306,000	15,928,491,674	16,338,111,226	16,396,281,833	16,464,294,612	16,546,986,529
前年度比(F)		4.77%	2.57%	0.36%	0.41%	0.50%
保険料で取るべき額総額(G) [前年の額 × (F)]	12,258,581,000	12,843,315,314	13,173,388,518	13,220,812,717	13,275,018,049	13,341,393,139

2、法定外繰入金の見込

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
被保数見込(I)	132,000	130,594	130,067	130,581	129,316	126,719
1人当たり保険料収入見込額(J)	81,600	81,600	81,600	81,600	81,600	81,600
保険料収入見込額総額(K) [(I) × (J)]	10,770,700,000	10,656,470,400	10,613,467,200	10,655,409,600	10,552,185,600	10,340,270,400
法定外繰入金(L) [(G) - (K)]	1,487,881,000	2,186,844,914	2,559,921,318	2,565,403,117	2,722,832,449	3,001,122,739
決算補填等以外の目的(M)	638,908,090	666,458,687	664,888,937	674,516,297	665,973,649	647,541,899
決算補填等目的(N) [(L) - (M)]	848,972,910	1,520,386,227	1,895,032,381	1,890,886,820	2,056,858,800	2,353,580,840

※激変緩和措置をしない納付金見込(C)、激変緩和措置後納付金見込(E)の平成30年度見込は、一般分については第4回試算資料から引用、退職分は93,000,000円で仮置きしている。

※保険料で取るべき額総額(G)の平成30年度見込は、平成30年度予算要求ベースから算出。

※被保数見込(I)は、政策企画課提出の将来財政推計の被保数を使用。

※1人当たり保険料収入見込額(J)は、10月末現在の所得状況を使用し、収納率91%で算出(限度額の引上げ、保険料軽減判定所得の拡大などは考慮していない)。

※決算補填等以外の目的(M)は、①保険料(税)の減免額に充てるため ②地方独自事業の波及増補填等 ③保健事業費に充てるための3点について、平成30年度予算見込を基礎として、財政推計の被保数見込の伸び率から算出。

船橋市の行財政改革の取り組みについて

中間意見書（案）

船橋市行財政改革推進会議

平成29年12月

はじめに

人口減少社会に突入した多くの自治体においては、年々厳しくなる財源の中で、安定した市民サービスを提供するために、事務事業の見直し、アウトソーシング等徹底した経費削減に努める等積極的に行政改革に取り組まざるをえない状況にある。

国においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化等厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するために、改革を推進するよう全国の自治体に要請するとともに、各自治体における取組状況・方針の見える化に取り組み、その状況を比較可能な形で広く国民に公表している。

そのような中、船橋市は、緩やかながら増加する自主財源と豊かな財源調整基金を背景に、予算規模の拡大が続いている。特に、平成24年度には約438億円であった扶助費は、少子化対策等国の施策とも相まって、平成29年度予算では約537億まで増加し、今後も高齢化の進行等により更なる増加が見込まれている。

また、将来財政推計によれば、公債費が200億円を超えることが見込まれ、仮に投資的経費の抑制を図ったとしても、公債費に充てる一般財源の確保は至難であり、このままでは、財源調整基金残高の減少が加速し、早晚財政が立ち行かなくなる可能性は高いと言わざるをえない。

これまで5回の推進会議では、船橋市の行政状況の状況を念頭に置いて、受益者負担（国民健康保険事業、下水道事業）、市債発行の抑制（普通建設事業）、歳入の確保、人件費等をテーマに議論を重ねてきた。

本推進会議としては、船橋市財政の危機的状況が顕在化する前に、これまでの議論を踏まえ、特に早急に取り組んでいただきたいことについて、平成30年度からの執行体制や予算に速やかに反映していただきたく、中間意見書を提出するものである。

1. 市税の確保について

(現状と全体意見)

持続可能な財政運営を行うためには、歳出の見直しをするとともに、出来る限り財源の確保に努めることが重要である。

船橋市の豊かな財政運営は、約5割を占める市税収入によるところが大きい。市税の徴収率は、他の中核市と比較して低い状況にある。

また、滞納整理については、公金徴収一元化の取り組みにより一定の成果が見られるものの、中核市の平均をやや上回った程度であり、なお一層、取り組みを強化すべきである。

市税は地方財政の根幹であり、地域に暮らす市民が行政サービスを等しく享受できるのは、納税が確実に行われていることが前提である。

低い徴収率が続けば、正しく納税している多くの市民の、納税に対する不公平感を招きかねない。また、行財政改革の中で市民サービスの見直しは避けられないとしても、現在の徴収率のままでは、心情的にも市民の理解は得られないと心がけるべきである。

このことから、船橋市においては、市税における徴収率の向上に努めることは、最も力を入れて取り組まなければならない行財政改革の一つであると考えられる。

(今後の取組に対する意見)

①徴収率向上に向けた取り組み

例えば、普通徴収から特別徴収義務者の指定強化に取り組む等、まずは制度的に対応できる徴収率改善に向けた取り組みを検討すべきである。

また、徴収率の高い団体との比較から、どういう業務が徴収率の向上につながっているのかを整理し、注力すべき業務の洗い出しを検討されたい。

②課税・徴収体制の強化

市税の賦課、徴収、滞納整理を的確に行うために、組織体制や事務執行の見直しを検討されたい。

また、税についての専門性を高めるような人材育成や専門性を活かせる部門への職員配置等、長期的な視点に立った人事行政を進められたい。

2. 市債発行の抑制について

(現状と全体意見)

船橋市は、人口急増期に文教施設を優先的に整備せざるをえなかった事情等もあり、道路や公園、下水道等の都市基盤施設の整備が未だ十分とは言えず、市民の要請に応えるために毎年多額の財政支出と市債の発行を行っている。

また、近年は、老朽化した施設の建て替えや、都市基盤施設の長寿命化のほか、平成23年に発生した東日本大震災を教訓として、文教施設の耐震化に集中的に取り組んでおり、市税収入の伸び、豊富な財源調整基金、良好な財政指標（公債費負担比率等）を背景に、多額の市債発行を財源に重点的に普通建設事業を進めてきた。

都市基盤施設や公共施設の整備は、市民の生活環境の質の向上や安全・安心につながる支出であり、この点は評価するものである。一方、これらに加えて大規模な清掃工場を2か所続けて整備する等、公債費の増加が船橋市の将来の財政運営に大きな負担となる恐れが生じたことから、結果として、集中的に取り組みすぎた感は否めない。

(今後の取組に対する意見)

①将来的な財政負担を踏まえた計画的な公共事業の実施

今後は将来の人口動態等を踏まえて、事業の優先順位付けを徹底するべきである。その際、市債の発行抑制や平準化を図るほか、例えば、一定期間は普通建設事業の規模の縮小等公債費の増加を緩和する方策も検討されたい。

②市債の発行抑制につながる手法の検討

公債費負担比率は今後悪化することが見込まれるが、例えば警戒ラインと言われる15%程度に抑えるような計画的な市債発行を検討されたい。

また、市債の発行によらずに必要な公共事業を行えるようPPP・PFIの活用も検討されたい。

3. 国民健康保険事業について

(現状と全体意見)

船橋市の国民健康保険事業は、被保険者の負担を抑えるために長年にわたり保険料を据え置き、特別会計の歳入歳出の差額を一般会計から繰出す（いわゆる赤字繰出し）財政構造となっており、国民健康保険事業の本来の制度とは大きく乖離している。また、県内他市と比較すると、被保険者の所得水準は高いが、所得に占める保険料の負担は軽く、医療費は高い、という特徴がある。

一部の自治体は赤字繰出しを行っており、低所得者対策等政策的にやむを得ない面もあるが、船橋市の場合は、決算補填等を目的とする繰出の額が大きい点が問題である。

なお、このことは、財政的に余裕のある自治体にみられる傾向ではあるが、多額の一般会計からの赤字繰出しを継続することは、国民健康保険の被保険者ではない市民が、国民健康保険加入者の保険料を負担していることに留意すべきである。

国民健康保険事業における一般会計からの赤字繰出しは、構造的な課題として国においても解消に向けた方針が検討されており、船橋市としても、将来の赤字繰出しの解消に向けて取り組むべきである。

国民健康保険事業は、国民皆保険制度の最後の受け皿であることから、制度を維持させるため適正な運用を望みたい。

(今後の取組に対する意見)

①受益者負担の適正化

県内他市と比較して、明らかに低い水準にある保険料については、直ちに見直しに着手すべきである。また、国民健康保険事業における将来的な財政状況を勘案し、保険料水準の定期的な見直しを行っていくべきである。

被保険者に対して適正な保険料水準について理解を促す取り組みを行うとともに、医療費の抑制を図ることで、持続可能な財政運営に努めるべきである。

②医療費の抑制

特定健康診査や各種がん検診の推奨、予防医療に対する施策の充実等、医療費抑制につながるような政策の充実を検討されたい。

船橋市行財政改革推進会議

会	長	武 藤 博 己
副	会 長	谷 本 有美子
委	員	大 野 敬 三
委	員	佐 藤 主 光
委	員	沼 尾 波 子
委	員	日 吉 淳
委	員	本 木 次 夫

平成29年度 第5回船橋市行財政改革推進会議 資料

行政サービス改革の取組について

～指定管理者制度の導入状況について～

平成29年12月25日(月)

船橋市 企画財政部 政策企画課

1 船橋市の職員配置の状況(前回会議の振り返り)

【現状における船橋市の職員配置状況の特徴】

1. 他の類似団体と比較すると常勤職員が少なく、非常勤・臨時職員の割合が多い
(人口1万人あたり常勤職員数…中核市48市中35位、職員に占める非常勤・臨時職員の割合…中核市33市中3位)
※ただし、福祉部門については常勤職員の割合が高い (中核市48市中5位)

2. 職員の平均年齢が低く、平均在課年数が短い
(全職員数に占める10~30歳台の割合…53%、平均在課年数…約2年5ヶ月)

【見えてきた課題】

1. 定員適正化により常勤職員数は減少したが、事務の増加を非常勤・臨時職員で補完してきている。
2. 一方で、常勤職員のローテーションは早く、専門性の確保に課題がある。
3. 時間外勤務については縮減に努めているが、管理部門等一定の部門において多い状況にある。

今後増加する行政需要に対応していくために…

2 船橋市を取り巻く状況と今後の方向性

厳しい
財政状況

行政ニーズ
多様化

少子高齢化
人口減少

公債費・
社会保障経費
増加

全てをマンパワー
(人員増)で
賄うには限界がある

事務経費の削減

事務事業のあり方の見直し

ICTの活用

アウトソーシング など

生産性の向上

行政サービスの向上

3 これまでの国と船橋市の行財政改革の動き

年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
船橋市の動き	★ 10月 財政健全化プラン策定	【推進項目】 ・定員の適正化 ・委託の推進 ・給与の適正化 ・公営企業・特別会計・外郭団体のあり方 ・受益者負担の適正化 ・一般的な事務事業の見直し ・市税等の確保 ・扶助費の見直し ・普通建設事業の取り扱いについて		★ 3月 財政健全化プラン（改定版）策定	【推進項目】 ・定員の適正化 → 定員適正化計画 ・委託の推進 ・給与の適正化 ・公営企業・特別会計・外郭団体のあり方 ・受益者負担の適正化 ・一般的な事務事業の見直し ・市税等の確保 ・扶助費の見直し 【プランの推進にあたって】 ・財政の健全化 経常収支比率を85%に引き下げる。 公債費負担比率は、現在の水準を維持。 ・事務事業の見直しや民間委託等の推進を図るスキームの策定 「あれもこれも」から「あれかこれか」への方向転換。 計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善案の実行（ACTION）というPDCAサイクルを確立。 ふなばし行政サービス改善プラン			積極財政 ・景気の回復傾向による税収増加 ・財源調整基金残高の増加 ↓ 遅れていた都市基盤整備 待機児童対策等を実施					4月 船橋市行財政改革推進本部設置	8月 船橋市行財政改革推進会議設置	
国の動き		12月 3月 「行政改革の重要方針」について（総務省自治行政局長通知） 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（総務事務次官通知）	8月 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（総務事務次官通知）								3月 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」（総務省自治行政局地域情報政策室）	7月 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（総務大臣通知）			

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(総務大臣通知)(抄)(H27.8.28)

国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要。

このため、今般、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、総務省において「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を策定。(次ページ参照)



- ・依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、**少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加**することが見込まれる。
- ・業務の標準化・効率化と併せて民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革を推進し、そこで捻出された人的資源を公務員自らが対応すべき分野に集中することが肝要。

経済財政運営と改革の基本方針2015(H27.6.30 閣議決定) ※「経済財政運営と改革の基本方針2015」の概要(抄)

第3章「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」

[3]地方行財政改革・分野横断的な取組等

地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みへの地方交付税制度等の改革、国と地方を通じた歳出効率化に取り組む。行政の効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立。マイナンバー制度の導入を突破口とした更なるIT化と業務改革、公共サービスに関する情報の「見える化」に取り組む。

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（助言通知概要）

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進

- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットイングを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。

➡ ○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。

○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

4 指定管理者制度について

4-1 制度導入の背景

H15.9
以前

管理委託制度

公の施設の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、公共団体・公共的団体・地方公共団体の出資法人等に限定されていた。



多様化する住民ニーズに対し、限られた人材や財源でより効果的、効率的に対応することが求められるようになる。

H15.9
以降※

指定管理者制度

民間事業者等にも公の施設の管理運営を委ねることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることとした。

地方自治法(抄)

第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

平成15年6月13日公布 平成15年9月2日施行

4-2 地方自治法の規定 公の施設とは

公の施設とは

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 抄

第二百四十四条 普通地方公共団体は、**住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設**(これを**公の施設**という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(参考) 公の施設の主な例

区分	代表例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

※ 総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」調査要領より

4-3 制度の変遷



公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限定

地
方
自
治
法
改
正

法人その他の団体と幅広く委任することが可能

施設管理・使用許可権限を持たない

施設管理・使用許可権限を持つ

委託内容以外の業務は、裁量権なし

独自の自主事業実施などが認められている

管理委託制度から指定管理者制度へ変わることで、
管理運営主体の選定や権限の付与などを
広く行うことが可能となった。

4-4 制度導入による効果

期待する
効果

住民サービスの向上

民間の専門的なノウハウを取り入れ活用

管理コストの削減
費用対効果の向上

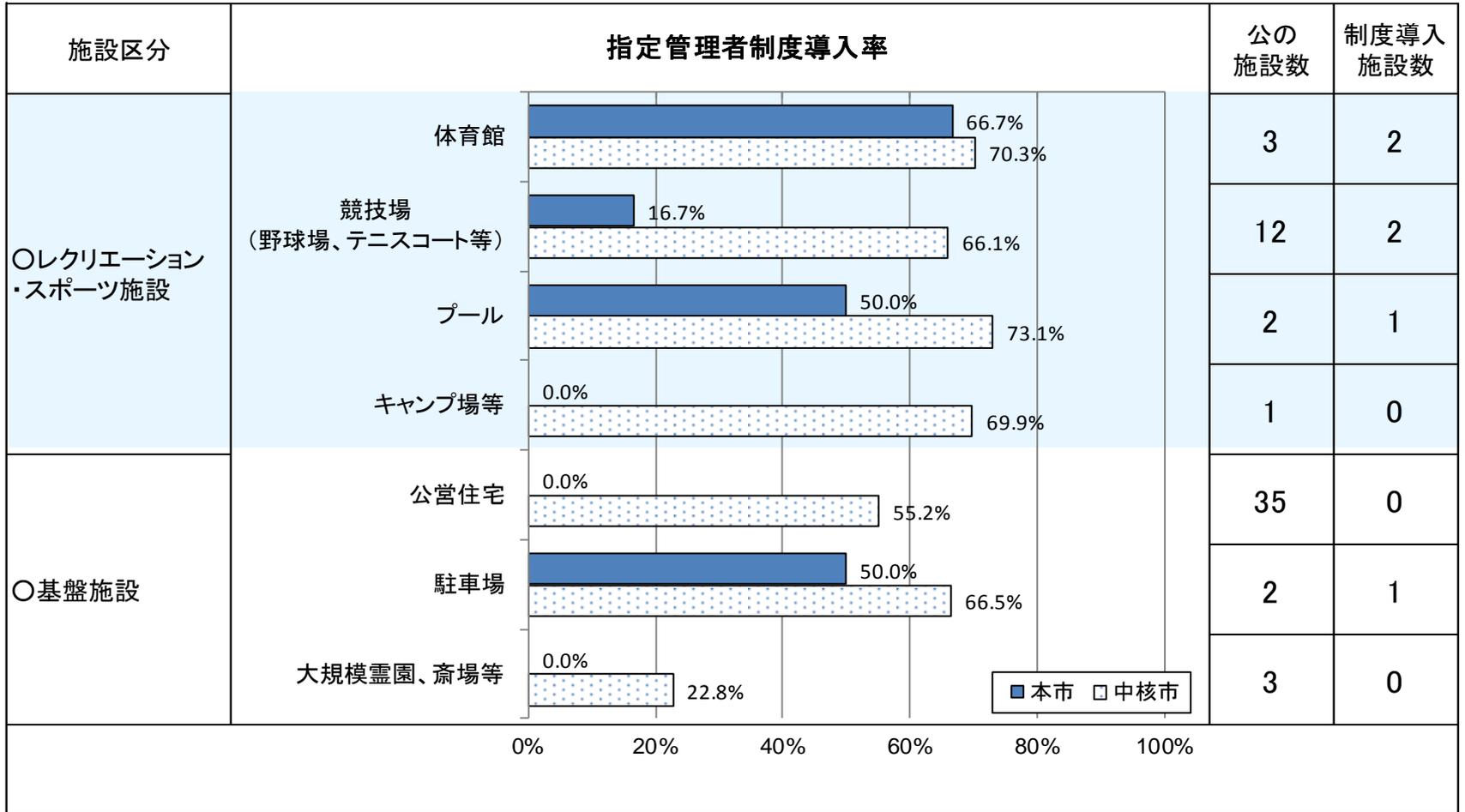
民間の専門的なノウハウの活用や
施設の一括管理

選定手続きの透明化

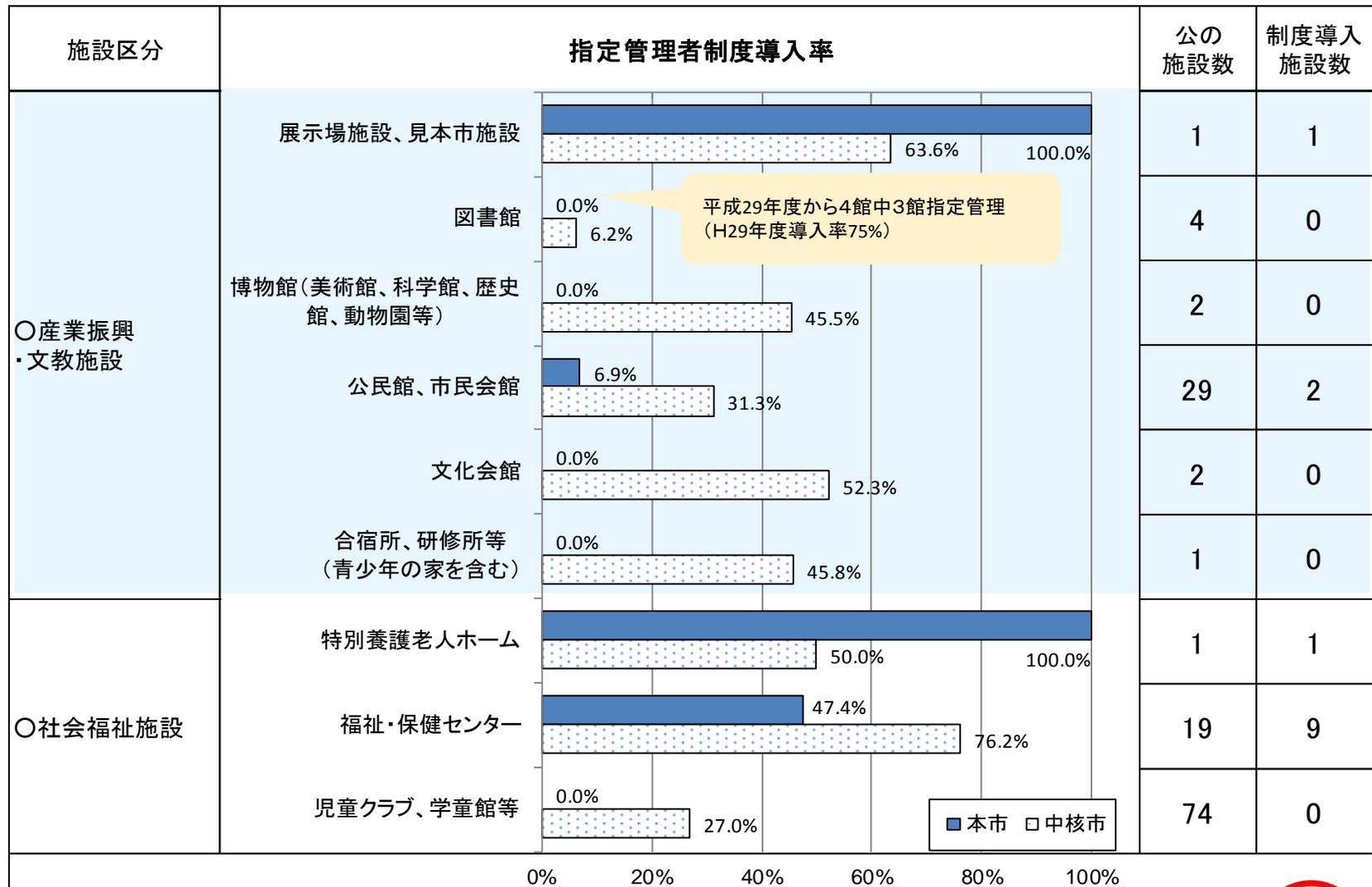
管理主体の選定に際し、
手続きや選定委員会における議論を公開

5 指定管理者制度の活用

5-1 船橋市における指定管理者制度導入状況（28年4月1日現在）



(出典)総務省 平成28年「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」を基に作成



	公の施設数	制度導入施設数	導入率
船橋市 計	191	19	9.9%
中核市 計	109,776	27,035	24.6%

(出典)総務省 平成28年「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」を基に作成

5-2 船橋市における導入実績

■ 指定管理者制度導入施設一覧(34施設)

平成29年7月現在

	施設類型	施設名	導入時期	指定管理者
1	レクリエーション・スポーツ施設	船橋市総合体育館	平成18年4月	(公財)船橋市文化・スポーツ公社
2		船橋市武道センター	平成18年4月	(公財)船橋市文化・スポーツ公社
3		船橋市北部清掃工場余熱利用施設	平成29年4月	(株)ふなばしEサービス
4	基盤施設	船橋市本町駐車場	平成18年4月	(株)船橋都市サービス
5		船橋市アンデルセン公園	平成18年4月	(公財)船橋市公園協会
6		ふなばし三番瀬海浜公園	平成18年4月	「ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館」管理運営グループ
7	文教施設	船橋市勤労市民センター	平成18年4月	(公財)船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター
8		船橋市民ギャラリー	平成18年4月	(公財)船橋市文化・スポーツ公社
9		船橋市茶華道センター	平成18年4月	(公財)船橋市文化・スポーツ公社
10		船橋市中央図書館	平成29年4月	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体
11		船橋市東図書館	平成29年4月	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体
12		船橋市北図書館	平成29年4月	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体
13		ふなばし三番瀬環境学習館	平成29年7月	「ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館」管理運営グループ

14		船橋市東老人福祉センター	平成17年4月	(公財)船橋市福祉サービス公社
15		船橋市中央老人福祉センター	平成17年4月	(社福)船橋市社会福祉協議会
16		船橋市北老人福祉センター	平成17年4月	(社福)清和会
17		船橋市西老人福祉センター	平成17年4月	(公財)船橋市生きがい福祉事業団
18		船橋市南老人福祉センター	平成17年4月	(社福)船橋市社会福祉協議会
19		船橋市光風みどり園	平成17年4月	(社福)大久保学園
20		船橋市地域活動支援センター	平成18年4月	NPO法人船橋こころの福祉協会
21		船橋市北老人デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)清和会
22		船橋市西老人デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)千葉県福祉援護会
23		船橋市三山老人デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)創明会
24	社会福祉施設	船橋市南老人デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)南生会
25		船橋市朋松苑デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)八千代美香会
26		船橋市特別養護老人ホーム朋松苑	平成18年4月	(社福)八千代美香会
27		船橋市身体障害者福祉ホーム若葉	平成18年4月	(社福)千葉県福祉援護会
28		船橋市障害者支援施設北総育成園	平成18年4月	(社福)さざんか会
29		ケアハウス市立船橋長寿園	平成18年9月	(社福)清和会
30		船橋市立リハビリテーション病院	平成20年4月	医療法人社団輝生会
31		船橋市夜間休日急病診療所	平成24年4月	(公財)船橋市医療公社
32		船橋市リハビリセンター	平成26年4月	医療法人社団輝生会
33		船橋市かざぐるま休日急患・ 特殊歯科診療所	平成27年10月	公益社団法人船橋歯科医師会
34		船橋市さざんか特殊歯科診療所	平成27年10月	公益社団法人船橋歯科医師会

5-3 船橋市における現状と今後の課題

現状

他の類似団体と比較して、指定管理者制度の導入率が低い状況
(中核市平均・・・24.6% **船橋市・・・9.9%**)

《これまでの課題として考えられること》

- ・指定管理者制度等導入基準やマネジメント方針の未整備
- ・持続可能な財政運営の視点から見た組織、体制検討の不足
- ・市民ニーズ、事業者参入意向等の現況把握の不足 等

(※導入率が低い施設)スポーツ施設(野球場やテニスコート等)、キャンプ場、公営住宅、駐車場、霊園・斎場、博物館、文化会館、合宿所・研修所、福祉・保健センター、児童クラブ

指定管理者制度等(※)の
導入基準の策定

導入方針や基準の策定

組織的な導入推進と進捗管理

制度そのものの検証と
市としてのルール化

市民ニーズ、事業者
意向の把握等

各施設の業務の整理
及び課題の抽出

施設の役割・目的の明確化

業務量と内容の把握・分析

直営施設の管理
状況の検証

今後の市の状況(人口構成、地域
性)、社会情勢等も踏まえた検証

今後の
方向性

本市としての指定管理者制度等の導入・マネジメントの方向性を検討

參考資料

〇レクリエーション・スポーツ施設



分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数					
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤、再任用短時間			
体育館	70.3%	66.7%	1	総合体育館(体育館)	指定管理	11人	-	-			
			2	武道センター(体育館)	指定管理	2人	-	-			
			3	運動公園(体育館)	直営	18人	6人	12人			
競技場(野球場、テニスコート等)	66.1%	16.7%	4	ふなばし三番瀬海浜公園(野球場、テニスコート)	指定管理	24人	-	-			
			3	運動公園(野球場、テニスコート)	直営	(再掲)18人	(再掲)6人	(再掲)12人			
			5	高瀬町運動広場(野球場)	直営						
			6	豊富運動広場(野球場)	直営						
			7	法典公園(テニスコート)	直営	14人	2人	12人			
			8	若松公園(野球場、テニスコート)	直営	○公園緑地課 0.2人工					
			9	夏見町1丁目公園※1(テニスコート)	直営	○生涯スポーツ課(再掲) 18人(常勤6人、その他12人)					
			10	北習志野近隣公園(テニスコート)	直営						
			11	高根木戸近隣公園(テニスコート)	直営						
			プール	73.1%	50.0%	1	総合体育館(プール)	指定管理	(再掲)11人		
						3	運動公園(プール)	直営	(再掲)18人	(再掲)6人	(再掲)12人
キャンプ場等	69.9%	0%	12	大神保青少年キャンプ場	一部委託	-	-	-			

■平成28年度回答時点において含んでいない施設

競技場	-	-	13	行田運動広場	直営	(再掲)18人	(再掲)6人	(再掲)12人
			14	高瀬下水処理場上部運動広場	直営			
休養施設	-	-	15	北部清掃工場余熱利用施設	指定管理	62人	-	-

※1夏見町1丁目公園(テニスコート)は平成29年度に廃止予定

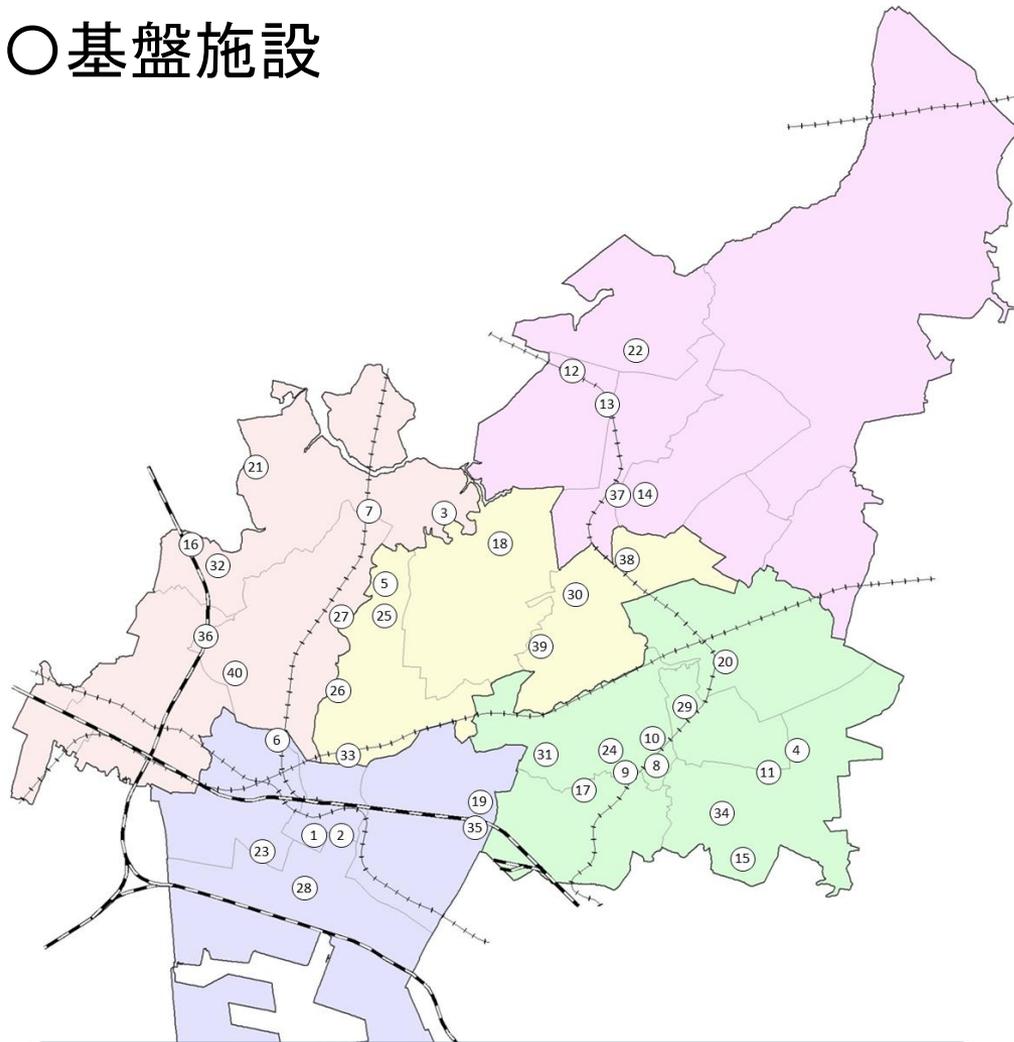
【職員を配置している施設の運営状況】

- ・運動公園(施設・時期により異なるが、年末年始以外は開園、最大21時まで使用可能)
- ・法典公園(施設により異なるが、年末年始以外は開園、最大21時まで使用可能)

【職員の配置の考え方】

- ・運動公園
早番・遅番含めたローテーション勤務に必要な人工分の常勤職員、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員(事務パート・当直代行員)を配置。また、専門職(電気)を配置。
- ・法典公園
早番含めたローテーション勤務に必要な人工分の常勤職員、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員(事務パート・当直代行員)を配置。

○基盤施設

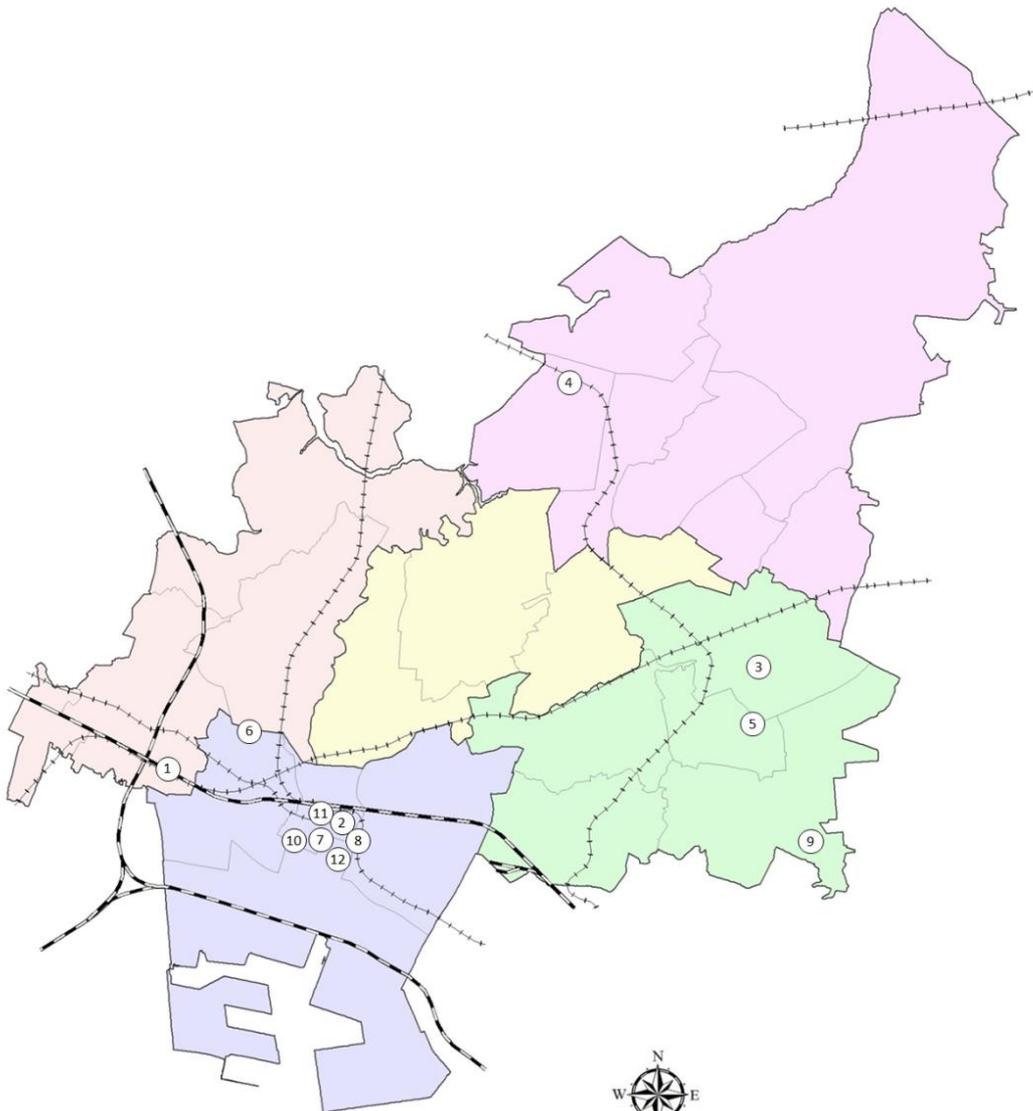


【職員を配置している施設の運営状況】
 ・馬込霊園(開門:原則9時～17時又は18時30分 ※盆・彼岸など特別期間などは終日開門)
 ・習志野霊園(開門:原則9時～17時まで ※盆・彼岸など特別期間は終日開門)

【職員の配置の考え方】
 ・馬込霊園・習志野霊園
 月曜日～日曜日までの霊園管理(清掃、受付事務等)に必要な人工分を常勤職員及び非常勤職員で配置。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤、再任用短時間
駐車場	66.5%	50.0%	1	本町駐車場	指定管理	16人	-	-
			2	船橋駅南口地下駐車場	一部委託	-	-	-
大規模霊園、斎場等	22.8%	0%	3	馬込霊園	直営	15人	5人	10人
			4	習志野霊園	直営	4人	-	4人
			5	馬込斎場	四市複合事務組合	18人	-	-
公営住宅	55.2%	0%	6	市営海神三丁目団地	直営	管理は住宅政策課で行っている (公営住宅係) 常勤 8人 非常勤 4人		
			7	市営馬込町団地	直営			
			8	市営二宮第一団地	直営			
			9	市営二宮第二団地	直営			
			10	市営滝台町団地	直営			
			11	市営薬円台団地	直営			
			12	市営二和東第一団地	直営			
			13	市営二和東第二団地	直営			
			14	市営大穴南団地	直営			
			15	市営三山団地	直営			
			16	市営藤原団地	直営			
			17	市営前原団地	直営			
			18	金杉借上福祉住宅	直営			
			19	東船橋借上福祉住宅	直営			
			20	習志野台借上福祉住宅	直営			
			21	藤原借上福祉住宅	直営			
			22	咲が丘借上福祉住宅	直営			
			23	南本町借上福祉住宅	直営			
			24	二宮借上福祉住宅	直営			
			25	夏見台借上公営住宅	直営			
			26	夏見借上公営住宅	直営			
			27	旭町借上公営住宅	直営			
			28	湊町借上公営住宅	直営			
			29	薬円台借上公営住宅	直営			
			30	新高根借上公営住宅	直営			
			31	飯山満町借上公営住宅	直営			
			32	上山町借上公営住宅	直営			
			33	夏見一丁目借上公営住宅	直営			
			34	田喜野井借上公営住宅	直営			
			35	東船橋三丁目借上公営住宅	直営			
			36	行田借上公営住宅	直営			
			37	大穴南借上公営住宅	直営			
			38	高根台借上公営住宅	直営			
			39	芝山借上公営住宅	直営			
			40	行田二丁目借上公営住宅	直営			

○文教施設(公民館除く)・産業振興施設①



分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤・再任用短時間
図書館	6.2%	0% (平成29年度導入率75%)	1	西図書館	直営	70人	24人	46人
			2	中央図書館	H29年度から指定管理	34人	-	-
			3	東図書館	H29年度から指定管理	32人	-	-
			4	北図書館	H29年度から指定管理	27人	-	-
博物館	45.5%	0%	5	郷土資料館	直営	7人	6人	1人
			6	飛ノ台史跡公園博物館	直営	10人	4人	6人
市民会館	31.3% (公民館・市民会館合わせた導入率)	6.9% (公民館・市民会館合わせた導入率)	7	茶華道センター	指定管理	3人	-	-
			8	勤労市民センター	指定管理	8人	-	-
			9	三山市民センター	直営	8人	-	8人
文化会館	52.3%	0%	10	市民文化ホール	直営	8人	7人	1人
			11	市民文化創造館	直営	5人	4人	1人
合宿所 研修所等	45.8%	0%	市外	一宮少年自然の家	直営	5人	4人	1人
展示場 施設	63.6%	100%	12	市民ギャラリー	指定管理	※前述の「勤労市民センター」と一体運営		

○文教施設(公民館除く)・産業振興施設②

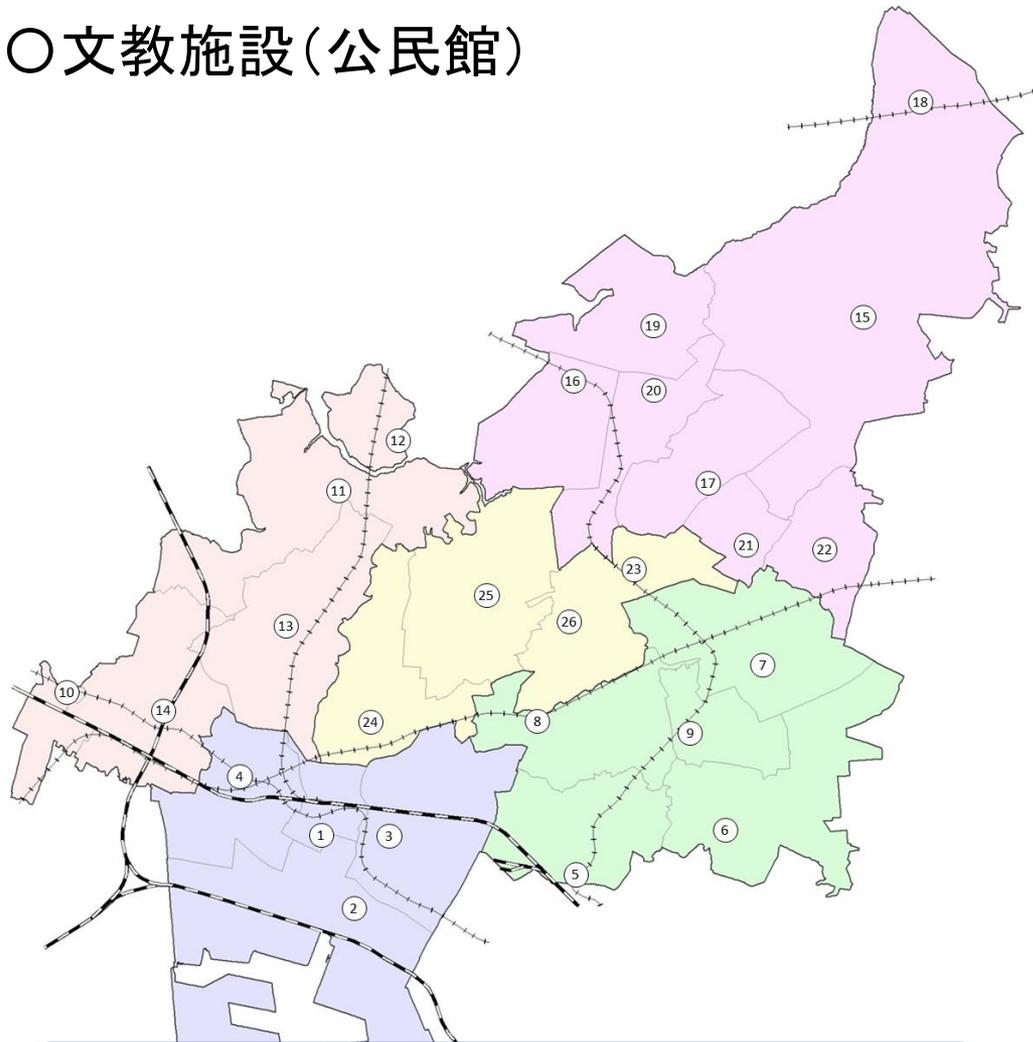
【職員を配置している施設の運営状況】

- ・西図書館(休館日:毎月最終月曜日・年末年始等、開館時間:月～金は9時30分～20時、土・日・祝は9時30分～17時)
- ・郷土資料館(※現在は耐震補強・エレベーター設置工事等のため休館中)
- ・飛ノ台史跡公園博物館(休館日:月曜日・土日除く祝休日の翌日・年末年始、開館時間:9時～17時まで※入館は16時30分迄)
- ・三山市民センター(休館日:毎月第2土曜日・年末年始、開館時間:9時～21時30分)
- ・市民文化ホール(休館日:月曜日・年末年始、受付時間:9時～17時、使用時間:9時～22時)
- ・市民文化創造館(休館日:毎月最終月曜日・年末年始、受付時間:月～金曜日9時～20時、土日祝休日9時～17時、使用時間:9時～22時)
- ・一宮少年自然の家(休館日:月曜日・祝休日の翌日・年末年始)

【職員の配置の考え方】

- ・西図書館:遅番含めたローテーション勤務に必要な人工分の常勤職員、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員を配置。
また、専門職(司書)を配置。
- ・郷土資料館:土曜日・日曜日は3人、火～金曜日は6人出勤できるよう常勤職員を配置。
この他、臨時職員を1人工配置。また、専門職(考古、学芸員)を配置。
- ・飛ノ台史跡公園博物館:土曜日・日曜日は2人、火～金曜日は4人出勤できるよう常勤職員を配置。この他、非常勤職員を2人工配置。
また、専門職(考古)を配置。
- ・三山市民センター:業務内容が部屋、設備、機器等の受付・貸出業務であるため、常勤は配置せず非常勤職員のみを配置。
- ・市民文化ホール:土・日曜日は4人、火～金曜日は6人出勤できるよう常勤職員及び臨時職員を配置している。
また、専門職(機械)を配置。
- ・市民文化創造館:日曜日・月曜日・水曜日～金曜日は2人、火曜日・土曜日は4人出勤できるよう常勤職員及び非常勤職員を配置。
ただし、17時15分以降の受付は委託。
- ・一宮少年自然の家:土・日曜日は2人、火～金曜日は4人出勤できるよう常勤職員を配置している。
また、施設管理補助として非常勤職員を1人配置。

○文教施設(公民館)



【職員を配置している施設の運営状況】

・休日：原則毎月最終月曜日・祝日・年末年始、開館時間：9時～21時30分

【職員の配置の考え方】

・市内を5ブロックに分け、基幹館・地区館を設置。基幹館は常勤職員及び再任用短時間勤務職員、地区館は常勤職員を配置している。このほか、事務パート・当直代行員を非常勤で配置。
 舞台装置のある公民館3館(宮本・葛飾・二和公民館)は、一般技能員を配置している。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤、再任用短時間
公民館・市民会館	31.3% (公民館・市民会館合わせた導入率)	6.9% (公民館・市民会館合わせた導入率)	1	中央公民館	直営	13人	5人	8人
			2	浜町公民館	直営	9人	2人	7人
			3	宮本公民館	直営	10人	3人	7人
			4	海神公民館	直営	18人	2人	16人
			5	東部公民館	直営	16人	5人	11人
			6	三田公民館	直営	9人	2人	7人
			7	習志野台公民館	直営	9人	2人	7人
			8	飯山満公民館	直営	9人	2人	7人
			9	薬円台公民館	直営	25人	2人	23人
			10	西部公民館	直営	15人	5人	10人
			11	法典公民館	直営	17人	2人	15人
			12	丸山公民館	直営	13人	2人	11人
			13	塚田公民館	直営	13人	2人	11人
			14	葛飾公民館	直営	10人	3人	7人
			15	北部公民館	直営	12人	5人	7人
			16	二和公民館	直営	11人	3人	8人
			17	海老が作公民館	直営	9人	2人	7人
			18	小室公民館	直営	13人	2人	11人
			19	八木が谷公民館	直営	9人	2人	7人
			20	三咲公民館	直営	10人	2人	8人
			21	松が丘公民館	直営	10人	2人	8人
			22	坪井公民館	直営	14人	2人	12人
			23	高根台公民館	直営	25人	5人	20人
			24	夏見公民館	直営	13人	2人	11人
			25	高根公民館	直営	9人	2人	7人
			26	新高根公民館	直営	13人	2人	11人
			総計			334人	70人	264人

○社会福祉施設 (放課後ルーム、児童ホーム除く)



【職員を配置している施設の運営状況】

- ・保健センター(休館日:土・日・祝休日・年末年始、開館時間9時～17時)
- ・こども発達相談センター:(休館日:土・日・祝休日・年末年始、開館時間9時～17時)
- ・簡易マザーズホーム(通園事業:9時30～14時、外来事業:14時～16時)
- ・身体障害者福祉センター:(休館日:土・日・祝休日・年末年始、開館時間9時～17時)
- ・身体障害者福祉作業所太陽:(休館日:土・日・祝休日・年末年始、開館時間:9時～17時)

【職員の配置の考え方】

- ・マザーズホーム:児童福祉法に基づく基準により、常勤・非常勤を問わず児童5人に対し保育士等1人、さらに施設管理者として常勤で園長を配置。
- ・身体障害者福祉作業所太陽:障害者支援法及び同法に基づく運営基準に基づき常勤・非常勤を問わず、看護師を1人以上配置し、理学療法士・作業療法士等を利用者数に応じて必要数を配置。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤・再任用短時間
特別養護老人ホーム	50.0%	100%	1	特別養護老人ホーム朋松苑	指定管理	83人	-	-
福祉・保健センター	76.2%	47.4%	市外	障害者支援施設北総育成園	指定管理	67人	-	-
			2	光風みどり園	指定管理	32人	-	-
			3	身体障害者福祉ホーム若葉	指定管理	4人	-	-
			4	東老人福祉センター	指定管理	17人	-	-
			5	中央老人福祉センター	指定管理	15人	-	-
			6	北老人福祉センター	指定管理	15人	-	-
			7	西老人福祉センター	指定管理	14人	-	-
			8	南老人福祉センター	指定管理	13人	-	-
			9	地域活動支援センター	指定管理	18人	-	-
			10	医療安全支援センター	直営	2.3人工	0.5人工	1.8人工
			11	中央保健センター	直営	36人	18人	18人
			12	東部保健センター	直営	20人	14人	6人
			13	北部保健センター	直営	16人	12人	4人
			14	西部保健センター	直営	21人	15人	6人
			15	こども発達相談センター	直営	53人	17人	36人
			16	東簡易マザーズホーム	直営	10人	6人	4人
			17	西簡易マザーズホーム	直営	10人	6人	4人
			18	身体障害者福祉センター	直営	10人	6人	4人
19	身体障害者福祉作業所太陽	直営	39人	13人	26人			

○社会福祉施設(児童ホーム)

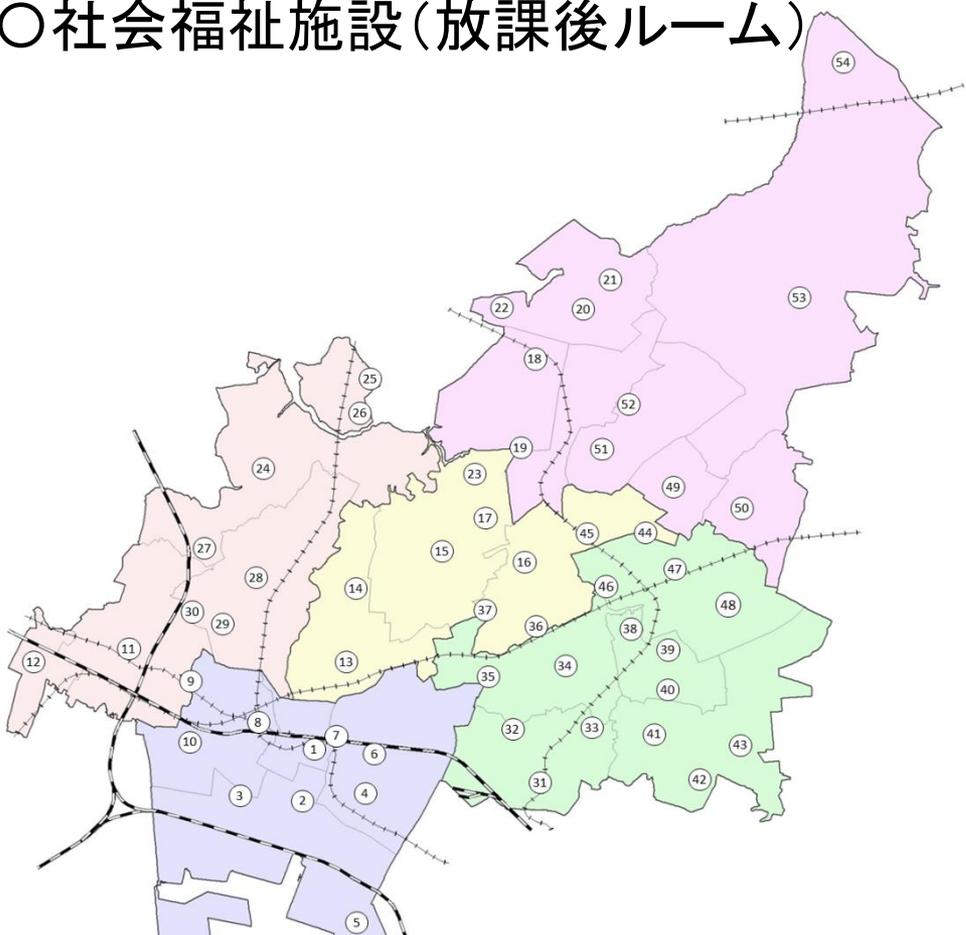


【職員を配置している施設の運営状況】
 ・休館日：月曜日・祝休日・年末年始、開館時間：9時～17時

【職員の配置の考え方】
 ・市内を5ブロックに分け、基館・拠点館・地域館を設置。常勤職員を基館は4人、拠点館は2人、地域館は1人、非常勤職員は各館に4人配置。また、各児童ホームに保育士の資格を有する職員を配置している。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤
児童館・学童クラブ等	27.0% (児童館・学童クラブ合わせた導入率)	0% (児童館・学童クラブ合わせた導入率)	1	前原児童ホーム	直営	8人	3人	5人
			2	高根台児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			3	習志野台児童ホーム	直営	7人	1人	6人
			4	金杉台児童ホーム	直営	5人	1人	4人
			5	若松児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			6	西船児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			7	小室児童ホーム	直営	5人	1人	4人
			8	三山児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			9	八木が谷児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			10	松が丘児童ホーム	直営	5人	1人	4人
			11	飯山満児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			12	夏見児童ホーム	直営	7人	1人	6人
			13	塚田児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			14	宮本児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			15	三咲児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			16	新高根児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			17	薬円台児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			18	海神児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			19	法典児童ホーム	直営	5人	1人	4人
			20	本中山児童ホーム	直営	6人	1人	5人
総計						135人	37人	98人

○社会福祉施設(放課後ルーム)



【職員を配置している施設の運営状況】

- ・放課後ルーム(休所日:日・祝休日・年末年始、開所時間:授業がある月～金曜日は下校時から19時まで、学校が休みの日は8時～19時まで)
- ・放課後子供教室(休室日:土・日・祝休日・年末年始、開室時間:授業がある月～金曜日は下校時から17時まで、夏休み等の学校休業日は9時～17時まで)

【職員の配置の考え方】

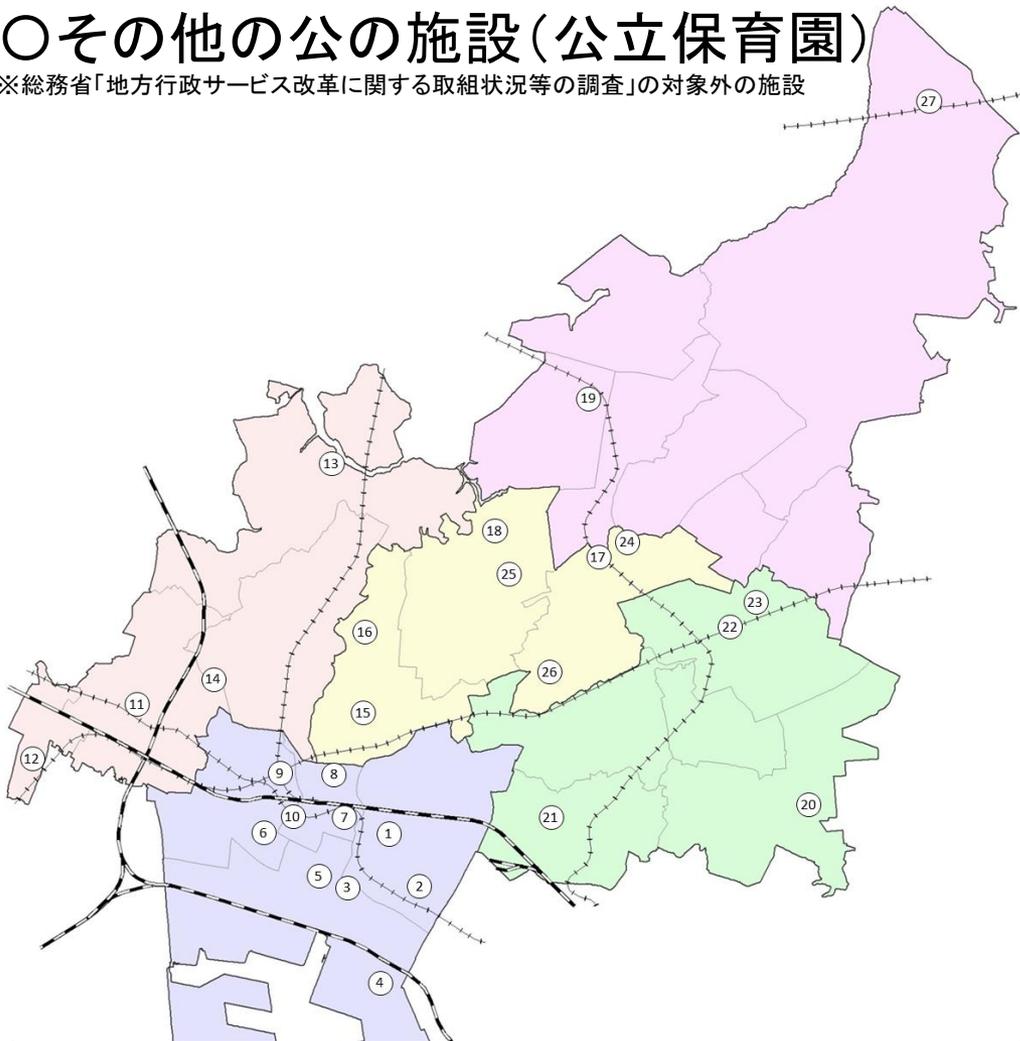
- ・放課後ルーム:条例に基づき、登録児童数に応じて、放課後ルーム支援員及び放課後ルーム補助員を配置している。さらに、障害児童の在籍するルームは、加配職員や看護師を配置。なお、放課後ルーム支援員・放課後ルーム補助員・看護師は非常勤または臨時職員での配置。
- ・放課後子供教室:コーディネーター1名、教育活動推進員2名の常時3名体制に加えて、一定の障害児等の登録があり、かつ利用人数が多い放課後子供教室については、加配職員を追加配置。なお、コーディネーター・教育活動推進員はすべて非常勤または臨時職員での配置。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	学校名	運営形態	放課後ルームの職員数			類似事業 放課後子供教室の職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤	合計	常勤2	臨時・非常勤
児童館・学童クラブ等	27% (児童館・学童クラブ合わせた導入率)	0% (児童館・学童クラブ合わせた導入率)	1	船橋小学校	直営	14人	-	14人	5人	-	5人
			2	湊町小学校	直営	9人	-	9人	5人	-	5人
			3	南本町小学校	直営	11人	-	11人	4人	-	4人
			4	宮本小学校	直営	17人	-	17人	5人	-	5人
			5	若松小学校	直営	15人	-	15人	5人	-	5人
			6	峰台小学校	直営	13人	-	13人	5人	-	5人
			7	市場小学校	直営	9人	-	9人	4人	-	4人
			8	海神小学校	直営	17人	-	17人	6人	-	6人
			9	西海神小学校	直営	14人	-	14人	5人	-	5人
			10	海神南小学校	直営	7人	-	7人	4人	-	4人
			11	葛飾小学校	直営	16人	-	16人	5人	-	5人
			12	小栗原小学校	直営	14人	-	14人	4人	-	4人
			13	八栄小学校	直営	12人	-	12人	4人	-	4人
			14	夏見台小学校	直営	11人	-	11人	6人	-	6人
			15	高根小学校	直営	4人	-	4人	6人	-	6人
			16	高根東小学校	直営	6人	-	6人	4人	-	4人
			17	金杉小学校	直営	6人	-	6人	4人	-	4人
			18	三咲小学校	直営	10人	-	10人	5人	-	5人
			19	二和小学校	直営	5人	-	5人	5人	-	5人
			20	八木が谷小学校	直営	7人	-	7人	4人	-	4人
			21	八木が谷北小学校	直営	6人	-	6人	5人	-	5人
			22	咲が丘小学校	直営	7人	-	7人	5人	-	5人
			23	金杉台小学校	直営	5人	-	5人	4人	-	4人
			24	法典小学校	直営	14人	-	14人	5人	-	5人
			25	丸山小学校	直営	5人	-	5人	5人	-	5人
			26	法典東小学校	直営	8人	-	8人	5人	-	5人
			27	法典西小学校	直営	8人	-	8人	4人	-	4人
			28	塚田小学校	直営	13人	-	13人	4人	-	4人
			29	行田東小学校	直営	7人	-	7人	5人	-	5人
			30	行田西小学校	直営	18人	-	18人	6人	-	6人
			31	前原小学校	直営	13人	-	13人	5人	-	5人
			32	中野木小学校	直営	15人	-	15人	3人	-	3人
			33	二宮小学校	直営	10人	-	10人	5人	-	5人
			34	飯山満小学校	直営	14人	-	14人	5人	-	5人
			35	飯山満南小学校	直営	7人	-	7人	4人	-	4人
			36	芝山東小学校	直営	7人	-	7人	5人	-	5人
			37	芝山西小学校	直営	5人	-	5人	4人	-	4人
			38	七林小学校	直営	9人	-	9人	5人	-	5人
			39	薬円台小学校	直営	7人	-	7人	5人	-	5人
			40	薬円台南小学校	直営	11人	-	11人	5人	-	5人
			41	田喜野井小学校	直営	5人	-	5人	5人	-	5人
			42	三山小学校	直営	12人	-	12人	4人	-	4人
			43	三山東小学校	直営	5人	-	5人	6人	-	6人
			44	高根台第二小学校	直営	5人	-	5人	4人	-	4人
			45	高根台第三小学校	直営	10人	-	10人	4人	-	4人
			46	高郷小学校	直営	9人	-	9人	6人	-	6人
			47	習志野台第一小学校	直営	13人	-	13人	6人	-	6人
			48	習志野台第二小学校	直営	9人	-	9人	5人	-	5人
			49	古和釜小学校	直営	9人	-	9人	5人	-	5人
			50	坪井小学校	直営	12人	-	12人	4人	-	4人
			51	大穴小学校	直営	8人	-	8人	4人	-	4人
			52	大穴北小学校	直営	10人	-	10人	6人	-	6人
			53	豊富小学校	直営	5人	-	5人	5人	-	5人
			54	小室小学校	直営	5人	-	5人	6人	-	6人
総計						523人※1	0人	523人	259人	-	259人

※この他に放課後ルーム施設指導員(2名・非常勤職員)を配置

○その他の公の施設(公立保育園)

※総務省「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」の対象外の施設



【職員を配置している施設の運営状況】

- ・休所日：日曜日、開所時間：7時～19時まで
(保育標準時間：7時～18時まで、保育短時間：9時～17時まで)

【職員の配置の考え方】

- ・条例に基づいて保育士を児童数に応じて配置し、さらに園長・主任・病代・加配要員等を配置。
- ・保育士のほか、各園に1人ずつ、看護師、栄養士、用務員を配置。
- ・給食調理員は、食数に応じて配置し、さらに3歳未満児の人数に応じ職員を加配。

地図 番号	施設名	運営 形態	施設の配置職員数		
			合計	常勤	臨時 ・非常勤 再任用 短時間
1	宮本第一保育園	直営	34人	22人	12人
2	宮本第二保育園	直営	43人	25人	18人
3	浜町保育園	直営	37人	22人	15人
4	若松保育園	直営	48人	26人	22人
5	湊町保育園	直営	69人	37人	32人
6	千鳥保育園	直営	45人	29人	16人
7	中央保育園	直営	60人	33人	27人
8	本町保育園	直営	37人	20人	17人
9	海神第一保育園	直営	51人	29人	22人
10	海神第二保育園	直営	24人	15人	9人
11	西船保育園	直営	44人	26人	18人
12	本中山保育園	直営	39人	26人	13人
13	若葉保育園	直営	45人	25人	20人
14	行田保育園	直営	49人	31人	18人
15	夏見第一保育園	直営	38人	21人	17人
16	夏見第二保育園	直営	36人	20人	16人
17	高根保育園	直営	45人	26人	19人
18	金杉台保育園	直営	36人	20人	16人
19	二和保育園	直営	33人	21人	12人
20	三山保育園	直営	45人	24人	21人
21	二宮保育園	直営	53人	28人	25人
22	習台第一保育園	直営	64人	35人	29人
23	習台第二保育園	直営	39人	23人	16人
24	高根台保育園	直営	51人	30人	21人
25	緑台保育園	直営	28人	18人	10人
26	芝山第一保育園	直営	49人	27人	22人
27	小室保育園	直営	31人	22人	9人
総計			1,173人	681人	492人

○その他の公の施設 (公立保育園除く)

※ 総務省「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」の対象外の施設



分類	地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
				合計	常勤	臨時・非常勤、再任用短時間
基盤	1	アンデルセン公園	指定管理	268人	-	-
文教	2	ふなばし三番瀬環境学習館	指定管理	11人	-	-
	3	プラネタリウム館	一部委託	-	-	-
	4	視聴覚センター	直営	4人	2人	2人
	5	青少年会館	直営	8人	1人	7人
産業振興	6	地方卸売市場	直営	22人	15人	7人
社会福祉	7	ケアハウス市立船橋長寿園	指定管理	8人	-	-
	8	北老人デイサービスセンター	指定管理	13人	-	-
	9	西老人デイサービスセンター	指定管理	13人	-	-
	10	三山老人デイサービスセンター	指定管理	14人	-	-
	11	南老人デイサービスセンター	指定管理	20人	-	-
	12	朋松苑デイサービスセンター	指定管理	16人	-	-
	13	かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所	指定管理	241人	-	-
	14	さざんか特殊歯科診療所	指定管理	125人	-	-
	15	リハビリテーション病院	指定管理	481人	-	-
	16	夜間休日急病診療所	指定管理	333人	-	-
	17	リハビリセンター	指定管理	45人	-	-
	18	母子・父子福祉センター	直営	4人	-	4人
	19	南本町子育て支援センター	直営	12人	2人	10人
	20	高根台子育て支援センター	直営	14人	2人	12人
	21	市民活動サポートセンター	直営	8人	-	8人
	22	男女共同参画センター	直営	13人	5人	8人
	23	中部地域包括支援センター	直営	13人	7人	6人
	24	東部地域包括支援センター	直営	20人	9人	11人
	25	西部地域包括支援センター	直営	14人	7人	7人
	26	南部地域包括支援センター	直営	21人	9人	12人
	27	北部地域包括支援センター	直営	19人	10人	9人
	28	医療センター	直営	1,015人	773人	242人

【職員を配置している施設の運営状況】

- ・母子・父子福祉センター：(休業日：土・日・祝休日・年末年始、受付時間：9時～17時)
- ・男女共同参画センター：(休業日：日・祝休日・年末年始、受付時間：9時～22時)
- ・地域包括支援センター：(休業日：土・日・祝休日・年末年始、受付時間：9時～17時)
- ・青少年会館：(休館日：月曜日・祝休日の翌日・年末年始、開館時間：9時～21時)

【職員の配置の考え方】

- ・母子・父子福祉センター：貸館業務であるため、常勤は配置せず非常勤職員のみを配置。
- ・男女共同参画センター：常勤職員のほか、開館時間に合わせて非常勤職員を配置。(第2種事業所)
- ・地域包括支援センター：条例及び要綱に基づき、高齢者人口数により各センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置。
- ・青少年会館：土・日曜日も含め毎日2～3人出勤できるよう常勤及び非常勤職員を配置。この他、当直代行員を配置。

地方行政サービス改革の取組状況等(平成28年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
12204	千葉県	船橋市	中核市

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.8%
本庁舎の夜間警備			90.2%	98.5%
案内・受付			97.1%	89.2%
電話交換			81.6%	92.3%
公用車運転			77.3%	88.2%
し尿収集			95.1%	98.1%
一般ごみ収集			100.0%	96.6%
学校給食(調理)			81.0%	64.3%
学校給食(運搬)			100.0%	89.9%
学校用務員事務	○	配置職員の退職のタイミングで非常勤化を進めている。	29.3%	33.5%
水道メーター検針			100.0%	99.1%
道路維持補修・清掃等			100.0%	96.3%
ホームヘルパー派遣			100.0%	98.8%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.1%
ホームページ作成・運営			97.5%	96.5%
調査・集計			88.1%	96.1%

※平成28年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体 委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(3)窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定無し	委託状況	委託有
【参考】		【参考】	
設置率(類似団体)	20.9%	委託率(類似団体)	62.8%
設置率(全国)	12.0%	委託率(全国)	15.0%

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務			
実施予定無し		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計
		【参考】							
		類似団体		実施率		委託率			
		44.2%	11.6%	全国					
		実施率		委託率					
		16.2%	2.3%						

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

現在、研究中。

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
						類似団体導入率	全国導入率
体育館	3	2	66.7%	1	施設の円滑な管理運営上、自治体職員を配置することが望ましい。	70.3%	37.8%
競技場(野球場、テニスコート等)	12	2	16.7%	3	施設の円滑な管理運営上、自治体職員を配置することが望ましい。	66.1%	46.0%
プール	2	1	50.0%	1	施設の円滑な管理運営上、自治体職員を配置することが望ましい。	73.1%	47.7%
海水浴場	0	0	0.0%	0		38.9%	12.2%
宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)	0	0	0.0%	0		94.9%	87.1%
休養施設(公衆浴場、海・山の家等)	0	0	0.0%	0		88.6%	74.9%
キャンプ場等	1	0	0.0%	0		69.9%	58.4%
産業情報提供施設	0	0	0.0%	0		57.1%	74.2%
展示場施設、見本市施設	1	1	100.0%	0		63.6%	65.0%
開放型研究施設等	0	0	0.0%	0		62.5%	52.5%
大規模公園	0	0	0.0%	0		56.6%	38.9%
公営住宅	35	0	0.0%	0		55.2%	9.5%
駐車場	2	1	50.0%	0		66.5%	39.6%
大規模公園、斎場等	3	0	0.0%	3	施設の整備が早い次第、指定管理者制度の導入について検討していく予定。	22.8%	21.2%
図書館	4	0	0.0%	4	平成29年度を目途に指定管理者制度を導入する予定。	6.2%	16.2%
博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)	2	0	0.0%	2	学芸員による長期的な継続的な資料収集・調査研究が必要ことから指定管理者制度の導入予定はない。	45.5%	27.8%
公民館、市民会館	29	2	6.9%	27	職員と地域住民との間には深い信頼関係が構築されており、行政が地域密着サービスを提供するには、直営での運営が必要であるため。	31.3%	21.4%
文化会館	2	0	0.0%	2	運営の大部分を民間委託しており、指定管理者制度の導入予定はない。	52.3%	50.5%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	1	0	0.0%	1	指定管理者制度の導入は採算が合わないため。	45.8%	44.7%
特別養護老人ホーム	1	1	100.0%	0		50.0%	71.4%
介護支援センター	0	0	0.0%	0		100.0%	47.5%
福祉・保健センター	19	9	47.4%	10	指定管理者制度の導入についてメリット・デメリットを研究している状況である。	76.2%	53.2%
児童クラブ、学童館等	74	0	0.0%	74	施設の円滑な管理運営上、自治体職員を配置することが望ましい。	27.0%	22.3%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済み	実施予定	検討中	未実施	【参考】	
				実施率(類似団体)	実施率(全国)
				自治体クラウド	単独クラウド
				4.7%	9.3%
				全国	
				自治体クラウド	単独クラウド
				19.1%	29.8%

検討状況

実施しない理由

H28.1に汎用機からのオープン化を完了したばかりであり、クラウド化を検討するにあたって適切な時期ではないと考えるため。

(6)公共施設等総合管理計画

策定済み	策定予定	策定予定時期	平成28年度
	○		
【参考】			
策定割合(類似団体)	策定割合(全国)		
46.5%	23.0%		

(7)地方公会計の整備

作成済み	作成予定	作成完了予定年度	平成29年度
	○		
【参考】			
作成割合(類似団体)	作成割合(全国)		
4.7%	2.6%		

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)

総行経第29号
平成27年8月28日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務大臣 山本早苗
(公印省略)

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要です。

このため、今般、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この留意事項を参考として、積極的に業務改革に努められますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対しても、本通知について周知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項

平成 27 年 8 月 28 日

総 務 省

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中で、地方公共団体は、衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」以来、20 年にわたる第 1 次・第 2 次地方分権改革による成果を活用し、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化し増大する住民ニーズに的確に対応することが求められている。

これまでも、地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）や「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」（平成 26 年 3 月 24 日総務省自治行政局地域情報政策室）等に基づき積極的に行政改革等に取り組み、事務・事業の民間委託、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング、指定管理者制度の活用等、その取組は着実に進展してきた。また、近年、窓口業務のアウトソーシングなどの新たな取組も見られるほか、クラウド導入市区町村の数も 550 団体に上っている。（平成 26 年 4 月 1 日現在）

しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにはより一層の取組が必要となっている。

また、民間事業者の提供するサービスが日々進化をとげている中で、地方公共団体においてもクラウド化等の取組が推進され、システムコストの圧縮等が進められているほか、住民の利便性向上のための総合窓口やコンビニにおける証明書交付、社会保障・税番号制度の導入など、行政事務や行政サービスにおける ICT の役割は今後ますます高まるものと考えられる。

これらの状況を踏まえれば、今後、地方公共団体においては、BPR (Business Process Re-engineering) の手法及び ICT を徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要である。

このため、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（以下「基本方針 2015」という。）等を受け、以下に地方行政サービス改革を推進するに当たっての留意事項を示し、これを参考として、各地方公共団体においてより積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言するものである。

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(1) 民間委託等の推進

- ① 定型的業務や給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施すること。特に、職務内容が民間と同種又は類似したものである業務であって、民間委託の進んでいない分野については、重点的に点検を実施すること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況や民間の受託提案などを参考にしつつ、業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施などスケールメリットが生じるよう事務の総量を確保するなどの工夫を行い、委託の可能性について検証すること。特に、臨機応変な指示が必要な業務であっても、仕様書の詳細化や、指示が必要な業務と定型的な業務を切り分けるなどの工夫を行うこと等により、委託の可能性を検証すること。

なお、定型的業務や庶務業務以外の事務事業についても、先日、各地方公共団体における民間委託の取組状況を取りまとめ、「地方自治体の業務改革に関する取組状況に関する調査結果について」（平成27年7月27日総行経第23号、総行情第44号）によりその結果を報告したところであり、総点検の参考とすること。

- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。
- ④ 委託先の事業者が労働法令を遵守することは当然であり、委託先の選定に当たっても、その事業者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ⑤ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

(2) 指定管理者制度等の活用

- ① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定

管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。

また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。

- ③ また、「指定管理者制度の運用について」（平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

（3）地方独立行政法人制度の活用

- ① 地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。
- ② なお、公の施設のうち、博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館については、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 298 号）において、これらの施設の設置及び管理が地方独立行政法人の業務範囲に追加されたことに留意すること。
- ③ 地方独立行政法人についても、地方公共団体同様、適正かつ効率的にその業務を運営することが必要であり、民間のノウハウの活用など、適切な対応が望まれること。

（4）B P Rの手法やI C Tを活用した業務の見直し（特に窓口業務の見直し及び庶務業務の集約化）

安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくためには、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する行政運営が必要であり、このため、事務事業全般にわたって、B P Rの手法を活用した業務フローの見直しやI C Tの活用等を通じた業務の効率化を図ること。特に、住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しについては、以下の事項に留意しつつ、重点的に行うことが必要であること。

なお、総合窓口の導入・窓口業務のアウトソーシング、庶務業務の集約化の推進等を念頭に、基本方針 2015 において「窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させる」とする成果指標が掲げられたこ

とを踏まえ、総務省としては、BPRの手法を活用しながら、民間企業との協力の下、これらに一体的に取り組む市区町村を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施し、これらを推進するための予算について平成28年度概算要求に向け検討を行っていること。

- ① 窓口業務は、住民サービス提供の最前線である。社会保障・税番号制度の導入等を踏まえ、BPRの手法やICTを活用しつつ、コンビニにおける各種証明書の交付など、行政手続のオープン化・アウトソーシングによる利用者の機会費用の削減・窓口の混雑緩和等、住民の利便性向上につながるよう業務方法の見直しを行うこと。

個人番号カードを利用したコンビニ交付については、住民における証明書の取得に要する時間など、社会的コストを削減する効果があるとともに、土日祝日を含め早朝から夜まで（6:30～23:00）の取得が可能になることによる利便性の向上、また市区町村における証明書の交付に要する行政コストを削減する効果があることから、導入について積極的に検討すること。

また、住民異動、戸籍届出、各種証明書交付、国民健康保険・介護保険等の受付等、従来、別々の窓口で行ってきた事務手続について、縦割を廃し、原則1ヶ所の窓口にてワンストップ対応を行う「総合窓口」の取組について、待ち時間の短縮など住民の利便性向上につながる取組であることから、先行事例を参考にしつつ、積極的に検討すること。

なお、その際、単に各窓口事務を集約するのではなく、業務フローの見直しを行い、受付・引渡し・入力業務等については、積極的に民間委託等を活用し、業務の効率化を図ること。

社会保障・税番号制度の導入に伴い整備される宛名システムを活用し、当該システムを介在して住基担当部局、福祉担当部局等との間で庁内連携を行い必要な情報をやり取りすることにより、窓口を総合窓口として一元化し、抽出された情報を総合窓口で待つ住民に提供する対応も可能となる。このような事務フローを整え、手続時間の短縮及び添付書類の削減を伴うワンストップサービスを実現することによって、住民サービスの向上及び手続漏れの防止、事務の効率化及び正確性の向上、効率的な業務手順の構築及びマニュアルの整備が可能となるなどの効果が期待できるものであること。

また、窓口業務の民間委託を行うにあたっては、「住民基本台帳関係の事務等にかかる市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」（平成20年3月31日総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

- ② 給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務について、

システムを活用し職員が発生源入力を行うことにより、各部局の中間経由業務の廃止や審査確認等の担当部局を1ヶ所に集約するなどの業務の再構築を行い、効率的な体制で執行を行うこと。その際、集約化した業務について、積極的に民間委託等を検討すること。

また、既に導入がなされている地方公共団体も含め、システム導入・更新にかかる費用対効果も勘案しつつ、できる限り多くの事務を対象とし、対象職員の範囲についても、首長部局にとどまらず行政委員会事務局や教職員等も含めるなど、スケールメリットを活かした効率性を追求すること。

なお、規模の小さな地方公共団体においては、総務事務センターのような部署を新設するのではなく、総務課等に審査確認等の機能を集約することで対応が可能であり、庶務業務システムの導入・更新等に併せて検討を行うこと。また、自治体クラウド導入の際には同一の庶務業務システムを活用することが容易になることから、団体を超えた業務の集約化について検討を行うこと。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- (1) ICT化については、基本方針 2015 において、「地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る」こととされており、ICT化と業務改革を同時・一体的に推進することが重要であること。あわせて、情報セキュリティの確保にも十分留意する必要があること。
- (2) その点、複数地方公共団体共同でのクラウド化である「自治体クラウド」については、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取組であることから、その積極的な導入について検討すること。
- (3) その際、「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、「2017 年度までを集中取組期間と位置付け、業務の共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する(自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村の倍増を目指す。)」こととされ、また、「地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業

務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、2016年夏に結論を得るべく、検討を進める」こととされていることに留意すること。

- (4) 自治体クラウド導入の取組に当たっては、それぞれの地方公共団体が自らの情報システムの形態やコストの現状について正しく認識するとともに、自治体クラウドを導入する場合としない場合のコストシミュレーション比較や投資対効果試算を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上や災害時の業務継続性等についても考慮すること。なお、今後、更に効率的・効果的な自治体クラウドを加速するため、「eガバメント閣僚会議 国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告」（平成27年6月29日国・地方IT化・BPR推進チーム）を踏まえ、内閣情報通信政策監（政府CIO）の知見を加えて、自治体クラウドによる運用コスト削減や業務改革等、取組事例（全国で54グループ）の効果分析を行い、その成果を踏まえ、地方公共団体に対して、必要な助言・情報提供等の支援を行うこととしている。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

(1) 公営企業

公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続するために、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）の内容を踏まえ、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むこと。また、経営の効率化等の観点から、地域の実情を踏まえ、広域化や民間連携等に積極的に取り組むこと。

さらに、これまで以上に、経営指標を活用して経営の現状や課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等に対して分かりやすく説明を行うために、当面、各水道事業（簡易水道事業を含む）及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を進めていく予定であること。

その実施の詳細については別途通知によるものであること。

(2) 第三セクター等

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5

日総財公第 101 号) 及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成 26 年 8 月 5 日総財公第 102 号)の内容を踏まえ、自らが関係する第三セクター等について、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むこと。また、健全な経営を前提に、公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等の長所を踏まえ、地域の元気を創造するための活用に適切に取り組むこと。

その際、今後、総務省が公表する予定の先行事例を参考にしつつ、各第三セクター等の実情も踏まえ、積極的に検討すること。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

(1) 公共施設等総合管理計画の策定促進

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成 26 年 4 月 22 日総財務第 74 号) 及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成 26 年 4 月 22 日総財務第 75 号)の内容を踏まえ、平成 28 年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定すること。

計画の策定にあたっては、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

(2) 統一的な基準による地方公会計の整備促進

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月 23 日総財務第 14 号) 及び「統一的な基準による地方公会計マニュアルについて」(平成 27 年 1 月 23 日総財務第 15 号)の内容を踏まえ、原則として平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用すること。

(3) 公営企業会計の適用の推進

「公営企業会計の適用の推進について」(平成 27 年 1 月 27 日総財公第 18 号) 及び「公営企業会計の適用の推進にあたっての留意事項について」(平成 27 年 1 月 27 日総財公第 19 号)の内容を踏まえ、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行すること。公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備することを通じ、自らの経営や資産等を正確に把握することで、より計画的な経営基盤・財政マネジ

メントの強化に努めること。

5 PPP／PFIの拡大

- (1) 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP／PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたいこと。

なお、地方財政措置については、地方公共団体がPPP／PFIを導入しても不利にならないよう財政措置を講じる(イコールフットィングを図る)ことを基本としている。

- (2) 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP／PFIの積極的な活用の検討に努めるとともに、統一的な基準による地方公会計の整備及び公営企業会計の適用の推進により、取得年月日や取得金額・耐用年数等が記載された固定資産台帳を整備・公表することで、民間事業者に対して十分な情報提供を行い、PPP／PFI事業への参入促進が図られるように努めること。

第2 地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表について

基本方針 2015 において「業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供し、地方行政サービス改革を推進する観点から、民間委託、指定管理者制度、庶務業務の集約化、クラウド化等の推進等の取組について、総務省においては、各地方公共団体における取組状況・方針を統一した様式で整理・公表する「取組状況・方針の見える化」を実施するとともに、その取組状況等について「比較可能な形で公表」することを予定しているものであること。

その実施の詳細については別途通知によるものであること。

第3 総務省における推進方針

国・地方を通じて質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが必要であり、総務省においては、地方行政サービス改革を積極的に推進する観点から、その推進状況について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資す

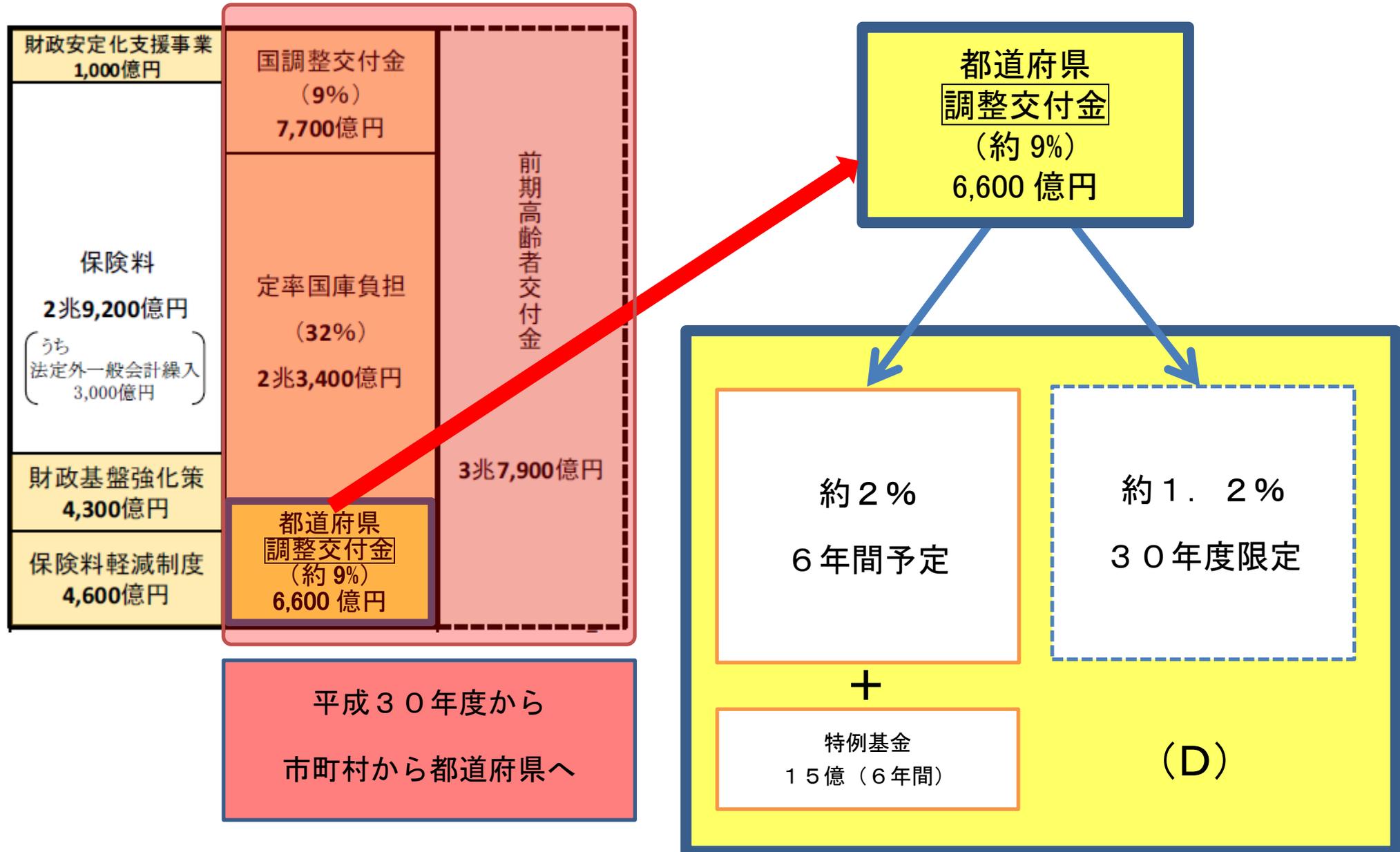
るよう助言等を行うものであること。

また、第2において実施することとしている、地方行政サービス改革に関する「取組状況・方針の見える化」及び「比較可能な形での公表」については、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

今般の地方行政サービス改革に関する取組については、窓口業務の見直しなど市区町村の取組が中心となるものもあるが、各都道府県においても同様に、市区町村の行政運営に資する観点から、都道府県内市区町村の業務の効率化に関する取組状況等についてフォローアップを実施するとともに、適切に助言を行うこと。

(平成29年度予算ベース)

医療給付費等総額：約11兆5,000億円



奈良県国民健康保険運営方針の概要

第1 策定の趣旨

【国民健康保険の現状と課題】 以下の構造的課題がある。

- 被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い
- 低所得者の被保険者が多く所得水準が低い
- 小規模保険者が多く財政が不安定となりやすい
- 保険料水準が市町村ごとに異なり、保険料負担に不公平が生じている など

構造的課題
への対応

【改正法による国民健康保険の県単位化】

国民健康保険法が改正され、平成30年度から、県と市町村がともに国保運営を担い、県が財政運営の責任主体として国保制度の安定化を図ることとされた。

【奈良県が目指す県単位化後の姿】

- 県は、市町村、関係機関等との連携・協働のもと、県民の受益である地域医療の提供水準と県民負担の双方を俯瞰し、その量的・質的均衡を図る取組を行っていく。
- 上記を前提として、県民負担の公平化の観点から、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となることを目指す。

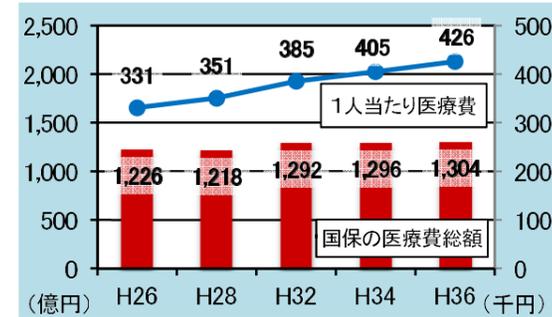
第2 基本的事項

本運営方針は、県が市町村とともに国保の安定的な財政運営並びに国保事業の広域的で効率的な運営の推進を確保するために策定するもの(国民健康保険法第82条の2)
(平成30年4月1日から適用し、3年度ごとに必要な見直しを行う。)

安定的な財政運営・広域的で効率的な事業運営のための取組

第3 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

【国保医療費の推移と将来見通し】



【保険料(税)等の状況】

	平成28年度	最高	最低	差
1人当たり保険料(税)	119,535円	63,440円		1.88倍
収納率	100%	91.67%		8.33ポイント

平成28年度	実施市町村数(率)
決算補填等目的の法定外繰入	6 (15.4%)
前年度繰上充用	6 (15.4%)

財政収支の改善に向けた取組

【財政収支の改善に係る基本的な考え方】

一部市町村において行われている決算補填等を目的とした法定外繰入や前年度繰上充用は、「保険料方針」(後述第4)の策定・実行により、平成30年度以降は解消を図る。

【赤字解消・削減の取組】

赤字が生じた市町村は、その要因分析を行い、保険料(税)改定等の取組を定める。

【県国民健康保険財政安定化基金の運用】

保険給付増や保険料(税)収納不足となった場合には、県及び市町村に対し貸付又は災害など特別な事情が生じた場合に交付を行う。

第4 標準的な保険料(税)の算定方法

【現状】 保険料水準は市町村ごとに異なり、算定方式も市町村ごとに異なっている。

【基本的な考え方】

被保険者の負担の公平化を図るため、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一化(平成36年度完成)を段階的に進める。

【標準的な保険料(税)の算定方法】 以下の算定方法で県内統一化

賦課方式	3方式(介護納付金分は、2方式)
賦課割合	所得割:被保険者均等割:世帯別平等割=50:35:15(介護納付金分は、所得割:被保険者均等割=50:50)
標準的な収納率	市町村ごとの直近3年間(平成26~28年度)の収納率の平均値(3年後見直し)

※保険料水準の統一化を目指すこととし、市町村ごとの被保険者の医療水準は反映しない。

【保険料方針の策定・実行】

平成36年度の統一保険料水準を目指して、各市町村で計画的・段階的に保険料(税)の改定を実施できるよう、市町村ごとに県と市町村が協議のうえ、「保険料方針」を策定し、実行(3年後見直し)

【激変緩和措置】

各市町村が上記の保険料方針に沿って計画的・段階的に改定が実施できるよう、平成35年度までの6年間、制度改正等に伴って保険料(税)収納必要額が増加する市町村に対して激変緩和措置を実施

第5 保険料(税)の徴収の適正な実施

安定的な財政運営と被保険者の負担の公平性確保の観点から、徴収事務の適正な実施と収納率の市町村格差是正を図るため、収納対策の充実・強化に取り組む。

【収納率目標(平成30~32年度)】 ※3年後見直し

被保険者数規模区分	1万人未満	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満
収納率目標	97%	95%	93%

【収納率向上に向けた取組】

- (仮称)国保事務支援センター(後述第8)における共同実施(保険料(税)収納コールセンター設置、口座振替勧奨等の効果的な広報・啓発の実施 など)
- 県内外の先進事例を参考として効果の高い収納対策を標準化し、全市町村でその取組を推進

第6 保険給付の適正な実施

保険給付の実務が法令のルールに従って確実に行われ、必要な保険給付が着実になされるよう、県、市町村等が連携して保険給付の適正な実施を一層推進

- 療養費の二次点検
- 第三者求償
- 不正請求に係る返還請求 など

第7 医療費の適正化に関する取組

被保険者の負担軽減と安定的な財政運営のため、県、市町村等が連携して医療費適正化対策の取組を推進

- レセプトデータ等を活用した医療費分析と分析結果の具体的活用
- 後発医薬品の普及促進
- 糖尿病性腎症重症化予防対策
- 特定健診・特定保健指導の実施率向上の取組 など

第8 事務の広域的及び効率的な運営の推進

国保連合会内に「(仮称)国保事務支援センター」を設置し、現在市町村が行っている事務の共同化や、効果・効率的な医療費適正化の取組の県域展開を推進

- 収納対策に係る共同実施(保険料(税)収納コールセンター設置等)
- 医療費適正化に係る共同実施(後発医薬品の普及促進等) など

第9 医療・介護分野一体の取組

- ・県民の受益である地域医療の提供水準と県民負担の双方を俯瞰して県が中心となってその量的・質的均衡を図る取組を、医療・介護分野一体で推進
- ・県民・患者・利用者の視点に立って、県域全体での医療・介護サービスの受益の均てん化の取組とあわせて、国保において、県域全体での保険料負担の公平化を目指す。
- ・第3期医療費適正化計画、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業支援計画、第7次保健医療計画、なら健康長寿基本計画及び地域医療構想との整合性を図りながら、関連するサービスを総合的に推進

第10 関係団体との連携

本運営方針に掲げる施策を円滑に実施できるよう、県、市町村、国保連合会及び関係団体と連携を図る。

- 県・市町村・国保連合会の実務担当課長等で構成する「奈良県国民健康保険市町村連携会議」を開催
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会等の連携

平成29年度 第5回 船橋市行財政改革推進会議
追加配布資料

指定管理者制度に関する調査について

平成29年12月25日(月)

船橋市 企画財政部 政策企画課

(1) 今回の調査対象とした施設種別

総務省が実施する地方行政サービス改革の取り組み状況等の調査において、調査の対象としている公の施設のうち、船橋市内に施設があり、かつ市内導入率が100%に至っていない施設、及び総務省調査以外の施設（大規模公園を除く都市公園）

【今回の調査対象とした施設】(15種類)

◆レクリエーション・スポーツ施設(4種類)

- ①体育館 ②競技場(野球場・テニスコート等) ③プール ④キャンプ場等

◆基盤施設(3種類)

- ①公営住宅 ②駐車場 ③大規模霊園・斎場等

◆文教施設(4種類)

- ①博物館(美術館・科学館・歴史館・動物園等) ②公民館・市民会館、
③文化会館 ④合宿所・研究所等

◆社会福祉施設(2種類)

- ①福祉・保健センター ②児童クラブ・学童館等

◆総務省調査以外の施設(2種類)

- ①都市公園(1)(入場料が発生する、公園内に有料施設がある)
②都市公園(2)(原則として使用料が発生しない)

(2) 調査対象とした自治体（15自治体）

平成29年12月20日時点

○回答済:9自治体(八王子市・高松市・柏市・横須賀市・西宮市・宇都宮市・倉敷市・福山市・岐阜市)

○未回答:6自治体

【調査対象自治体の抽出方法】

中核市のうち

- ① 人口の多い順から上位20自治体を抽出
- ② 調査対象施設のカテゴリーごとに
指定管理者制度導入施設数が多い上位20自治体を抽出
- ③ ①及び②のうち、
ランクインしているカテゴリーの多い13自治体に
近隣の2自治体（柏市及び横須賀市）を加えた

15自治体を調査対象とした。

(3) 主な調査結果

A：制度導入の概要

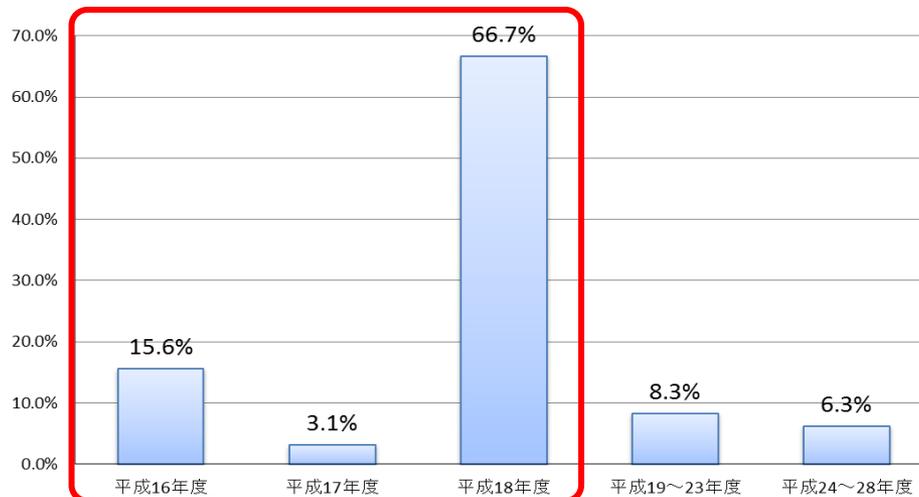
制度導入の時期（年度）

	施設数	割合	
回答総数	96施設	100.0%	100.0%
平成16年度	15施設	15.6%	85.4%
平成17年度	3施設	3.1%	
平成18年度	64施設	66.7%	
平成19～23年度	8施設	8.3%	8.3%
平成24～28年度	6施設	6.3%	6.3%

※回答済の9自治体の施設数を集計。

【参考】船橋市の制度導入時期（年度）

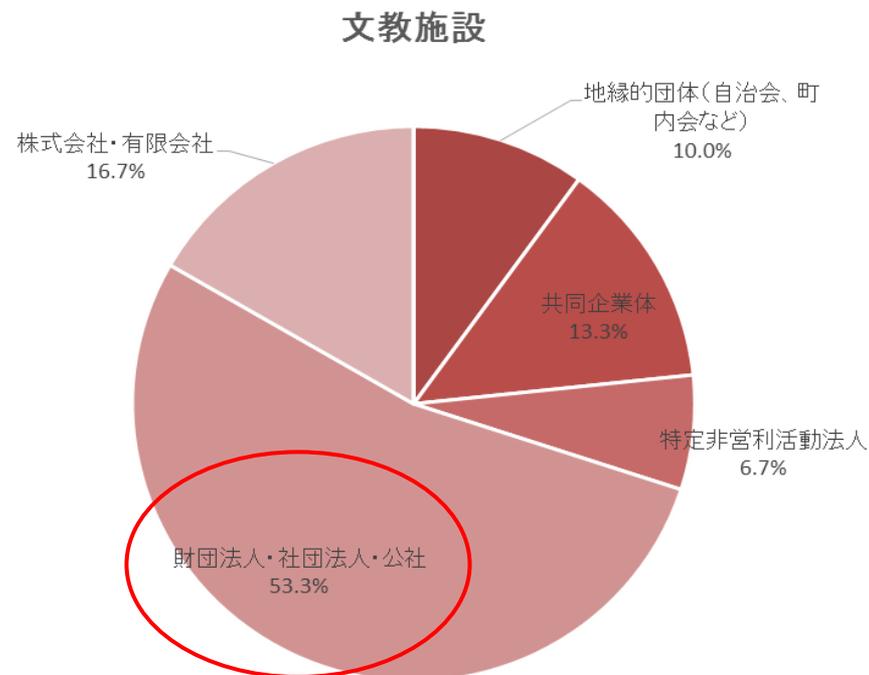
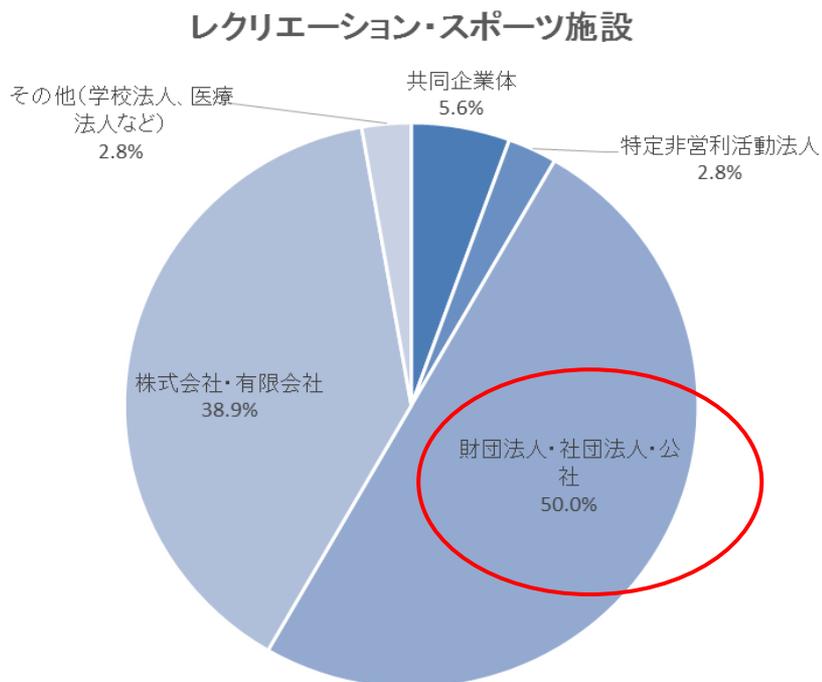
	施設数	主な施設
総数	34施設	
平成16年度	0施設	
平成17年度	6施設	老人福祉センター×5、光風みどり園
平成18年度	18施設	総合体育館、アンデルセン公園、老人デイサービスセンター×4、特別養護老人ホーム朋松苑、身体障害者福祉ホーム若葉、障害者支援施設北総育成園 など
平成19～23年度	1施設	リハビリテーション病院
平成24～28年度	9施設	夜間休日急病診療所、休日急患・特殊歯科診療所、特殊歯科診療所、北部清掃工場余熱利用施設、図書館3館、三番瀬環境学習館、リハビリセンター



総務省が要請した、自治法改正から3年以内の制度導入が約9割を占める。

現在の指定管理者の種別①

※回答済の9自治体の回答を集計。

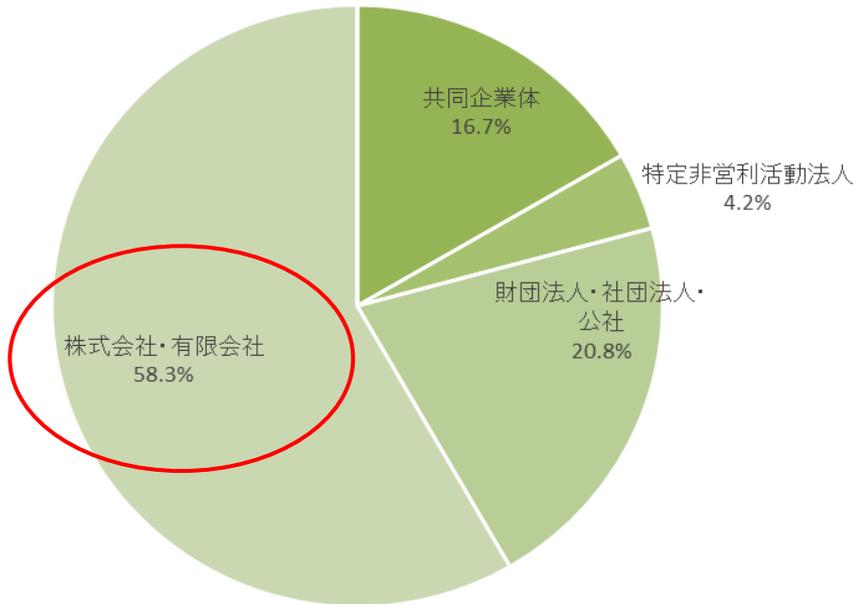


レクリエーション・スポーツ施設及び文教施設は自治体出資の公社等の割合が最も高く、次いで株式会社等が高い。

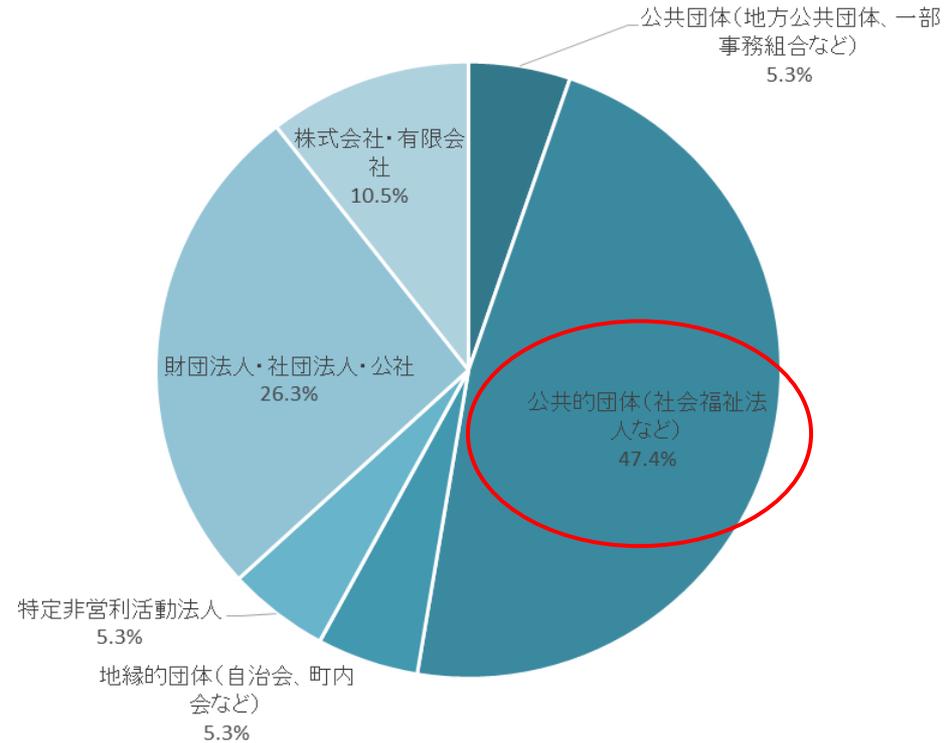
現在の指定管理者の種別②

※回答済の9自治体の回答を集計。

基盤施設



社会福祉施設

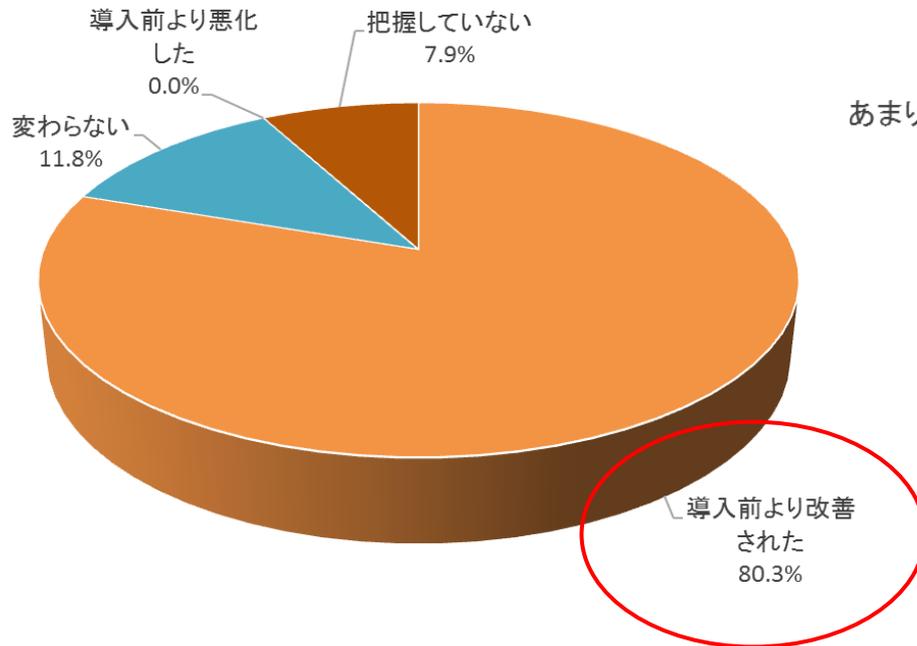


駐車場・霊園等の基盤施設は株式会社等の割合が高く、社会福祉施設は公共的団体(社会福祉法人等)の割合が高い傾向にある。

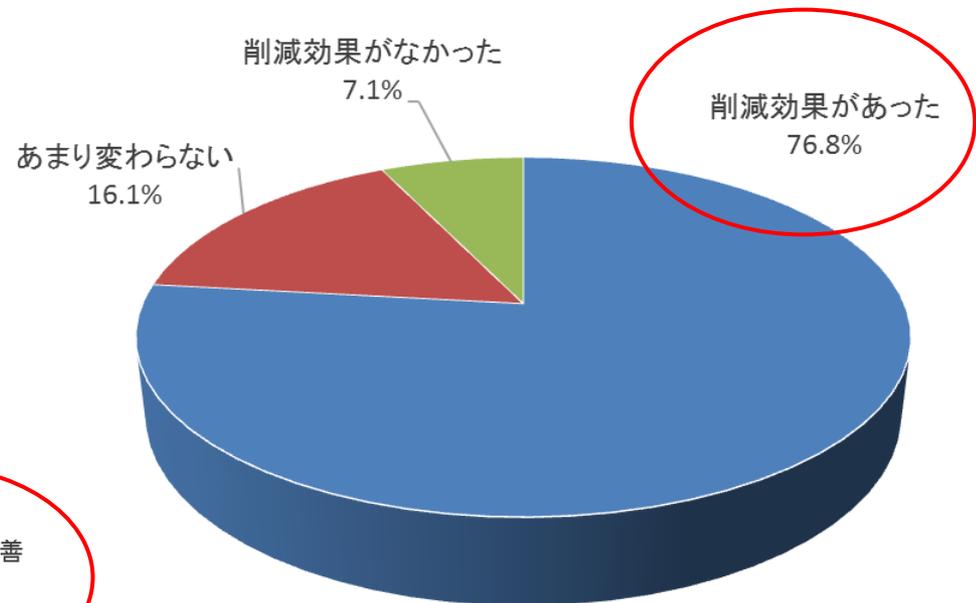
B：制度導入の効果・影響

※回答済の9自治体の回答を集計。

制度導入前後の管理・運営上の変化



制度導入前後の事業費と指定管理料を比較した効果



制度導入前後の管理・運営上の変化としては「改善された」、事業費と指定管理料の比較では「削減効果があった」という回答の割合が高い傾向。

制度導入前後の管理・運営上「改善された」と答えた場合 制度導入で生じた変化の具体的な内容

◆レクリエーション・スポーツ施設

利用者が増加した、使用料収入が増加した、利用者満足度の向上、開館日・開館時間の拡大、トレーニング室へのAV機器（TVモニターなど）設置、ホームページにおける施設の空き状況の公表と予約受付、平日・閑散期の稼働率の改善、PRの増加、イベントの充実、売店の設置、自主事業の活性化

◆基盤施設

《公営住宅》

簡易修繕の対応が迅速になった、入居者からのクレーム対応を指定管理者が概ね行うため、市の処理件数が減少（ただし指定管理者の説明不足による市への苦情のケースもあり）

《駐車場》

利用者が増加した、駐車場使用料収入が増加した、民間企業としてのノウハウの活用で光熱水費の経費削減が図られた、利用者満足度の向上

《大規模霊園・斎場等》

利用者にアンケート調査を実施してニーズを反映させるなど利便性が向上、参拝代行サービス（区画内の清掃、献花等）の実施、墓参物品（線香、花等）の販売、傘の貸し出し等を実施

◆文教施設

指定管理者の柔軟性や専門性を活かし、市民ニーズに即した事業展開や施設管理が可能となった、利用者満足度の向上、集客力のある興行を誘致し市民に質の高いサービスを提供できるようになった、開館日・開館時間の拡大、自主事業の種類及び実施数の増加、プロパー嘱託員から臨時職員への切替、施設の先行予約等事務処理の厳格化、安定的な運営ができるようになった、利用者が増加した

◆社会福祉施設

指定管理者の工夫による新規事業等開始、健診実施日を増やし利用者が増加した、開館日・開館時間の拡大、地域との繋がりが増した、利用者満足度の向上

◆都市公園

多種多様な自主事業の実施で市民サービス向上・利用者増加に繋がった、対応の迅速化、市の事務作業の効率化

(4) 指定管理者制度の導入事例 (①公営住宅の例)

倉敷市の事例

※倉敷市ホームページより抜粋

○市営住宅等の指定管理者選定 施設名:倉敷市営住宅等

【公募から選定までの期間】H27. 5. 1～7. 30(約3か月)

【公募応募団体数】3団体(※3団体とも3万戸を超える公営住宅等の管理実績あり)

【優先交渉団体】東急コミュニティー・両備ホールディングス共同企業体

(第2交渉団体:日本管財・総合管理サービス共同事業体、第3交渉団体:(株)第一ビルサービス)

【優先交渉団体の選定理由】

東急コミュニティー・両備ホールディングス共同企業体は、13名の専属常勤職員を配置することや、受付時間の延長及び休日における入居者募集事務の実施、認知症サポーターの育成活動に代表される高齢者への配慮や、障がい者への理解の拡大などの計画があり、多様な立場の人々が住みやすい市営住宅の管理・運営が期待できる提案があった。さらに入居者だけではなく近隣の地域住民も参加する避難訓練等の提案もあり、掲げた目標を達成するための具体的な提案があった。

(4) 指定管理者制度の導入事例 (②都市公園の例)

八王子市の事例

※八王子市ホームページより抜粋

・八王子市では、市内の都市公園・緑地の管理について指定管理者制度を導入
 公園の管理・・・市内には、小さな公園、大きな公園、遊具のある公園、広場のある公園、運動施設のある公園、史跡の保全を目的とした公園、昔ながらの雑木林を残した公園など、数多くの公園があります。また、公園としての機能はありませんが、緑を保全するために「緑地」として管理している場所もあります。この内の大部分の公園や緑地は、指定管理者が管理を行っています。

指定管理者による管理の方法(大きく分けて2つ)・・・

①地区別の一括管理

市内を6つの地区にわけ、地区内にある全ての公園と緑地(一部市で直接管理するものを除く)を、その地区を担当する指定管理者が一括管理します。

(北部地区、北西部地区、南西部地区、東北部地区、西由木地区、東由木地区の6つ)

②個別管理

大きな公園や運動公園などは、それぞれの指定管理者が管理します。

(上柚木公園、運動公園(8公園)、戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園)